

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

政治資金規正法違反問題に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 23 年 8 月 3 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査		
出席委員	前田委員長、千葉副委員長、秋元・成田（祐）・小貫・鈴木・ 上野・林下・北野各委員		
説明員	市長、総務部長、総務部・福祉部・保健所・建設部・水道局・ 教育部各参事、生活環境部両参事 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、小貫委員を御指名いたします。

市職員の政治資金規正法違反問題の全容解明と再発防止に関する調査を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「政治資金規正法違反事件に係る職員の懲戒処分等について」

○(総務)職員課長

政治資金規正法違反事件に係る職員の懲戒処分等について報告いたします。

職員の懲戒処分につきましては、今回の事件に関係した職員のうち、略式命令を受けた 8 人の部長について、7 月 27 日に処分を行ったものであります。

その内容につきましては、前総務部長を減給 10 分の 1、6 か月、前財政部長、前生活環境部長、前医療保険部長、前福祉部長、前建設部長、前消防長、前教育部長を減給 10 分の 1、3 か月としたものであります。

略式命令を受けた 8 人の部長につきましては、分限処分による降任は行わず、8 月 1 日付けで前総務部長を除く 7 人につきまして、全員を現在の責任のある第一線の職から外し、決定権を持たない参事職へ役職がえをしたものであります。

なお、前総務部長につきましては、既に 6 月に同様の措置をしているものです。

これにかわり新たに配置する部長につきましては、将来を見据えた若手職員や、事務では小樽市として初めてとなる女性の部長を登用しております。

また、今回の問題を機に、庁内における法令遵守徹底の重要性にかんがみ、再発防止策の一環として、総務部に法令遵守担当の副参事を配置し、あわせて人材育成について担当することとしたものです。

なお、市長につきましては、みずからの責任を明らかにする措置として、5 月の第 2 回臨時会に提案した給料の減額措置とは別に、10 月分以降の給料の 10 分の 1 を 3 か月間減額し、これに加えて本年 12 月分期末手当の 2 分の 1 を減額することで考えており、第 3 回定例会に提案させていただきたいと考えております。

○委員長

「小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況について」

○(総務)総務課長

小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会の調査検討状況について報告をいたします。配付資料に基づき報告させていただきます。

まず、第 3 回から第 6 回までの調査委員会についてですが、関係者からのヒアリングを行いました。

開催日は、記載のとおりです。

対象者は、刑事処分を受けた当時の部長職 11 人となっております。

主なヒアリング項目は、パーティー券販売の状況及び当時の認識、原因、反省点及び再発防止などであります。

次に、第 7 回の調査委員会についてですが、7 月 22 日に委員会を実施いたしました。

一つ目の議題は、(1) にございますように、関係者ヒアリングの中間整理等についてです。

まず、共通認識の確認についてということで、第 3 回から第 6 回までのヒアリングについて、委員の間で意見交換を行い、記載している点について共通認識として確認いたしました。

一つ目は、共通していることは、法律を知らなかったと話している点及び売買の双方ともに問題だという意識がない又は非常に薄かったという点。二つ目は、これらの点については、市民感覚として理解できない。どういった素地によるものなのかの把握が、原因究明・再発防止になるのではないかとという点でございます。

次に、論点の整理について。認識を共有できる点以外に論点の整理が必要な事項があると思われるので、次回以降にそれぞれの意見等をまとめて意見交換を行い、整理していくことといたしました。

次に、報告書の構成等について協議が行われまして、今後の調査報告書の作成に向けて、報告書のイメージ・構成等について協議し、次回以降に具体的に検討することとしたところでございます。

二つ目の議題の（２）次回以降の進め方についてですが、前副市長、市長、労働組合関係者、その他必要に応じて関係者のヒアリングを継続して行うことといたしました。

また、その日程につきましては、今後、調整することになります。9月議会までの報告を目途に活動することを再度確認したところでございます。

（３）の市民意見の提出状況についてですが、外部委員会として、市民の皆さんから今回の事件に対しまして意見を募集しておりますが、事務局から7月22日現在で合計21件の市民意見が提出されている旨報告いたしました。

なお、この市民意見につきましては、8月2日現在、昨日現在でございますけれども、外部委員会に対する市民意見の件数は58件となっております。

また、第7回目の調査委員会以降、引き続き関係者のヒアリングを行っていることを報告させていただきます。

○委員長

「政治資金規正法違反事件に関する管理職へのアンケート調査結果について」

○(総務)総務課長

政治資金規正法違反事件に関する管理職へのアンケート調査結果について報告いたします。

市職員が今回の事件をどのようにとらえているのか、パーティー券を購入した理由を調べているのか、以前のパーティー券売買を把握しているのか、政党などへのカンパについて調査をすべきでないかというような議会での議論経過を踏まえまして、この事件の全容の把握、原因の調査、再発防止策の検討の参考とするため、小樽市として、退職者及びパーティー券を購入していない病院の医師や看護師などを除く当時の管理職145人を対象に、アンケート調査を行い、141人から回答を得たところでございます。

調査結果につきましては、配付させていただいたとおりでございます。

○委員長

「庁内におけるチケット等の取扱状況について」

○(総務)総務課長

こちらのほうも議会で議論がございました平成21年度と22年度の庁内におけるチケット等の取扱状況について、個人ではなく組織的に取り扱ったと思われるものについて、現時点で把握できる範囲で調査を行いました。

内容につきましては、まちづくりや商店街等のイベントにかかわるもの、文化的な催事にかかわるもの、政治にかかわるもの、その他の4分類で集計し、その件数は記載のとおりとなっております。

○委員長

それでは、これより質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎法令遵守担当の副参事の配置について

最初に、アンケートについてなのですが、これを見ますと問5、「公務員としての倫理観の欠如」「法令遵守の意識の欠如」「政党や政治団体と市との間の緊張感の欠如」というのが圧倒的多数を占めているわけなのですが、私はこれを見て、法令遵守の意識の欠如というのが公務員の倫理の欠如につながる問題だなと思って

いまして、なぜこの欠如が生まれているのかということ改善していかなければいけないと思います。

今度の事件は、政治資金規正法違反という市長の後援会が犯した罪であるとともに、市役所全体がやはり公務員とは何なのかという認識が非常に薄かったのではないかと思うわけです。前回、前々回の委員会でも取り上げているのですけれども、法令遵守というところで、具体的にどうやって対策を練っていくのかということ聞いてきました。しかし、検討するという言葉で具体的な答弁は特に返ってきていなかったのですけれども、今回、記者会見の中で法令遵守担当の副参事を置くというふうに市長は述べられています。具体的には副参事を置いてどういことをやっていくつもりなのか、最初にお答え願いたいと思います。

○(総務)職員課長

今回の副参事の配置についてでございますけれども、これまでこの委員会の中で法令遵守についていろいろ御指摘を受け、市長のほうからもその重要性についてお話しさせていただいたところでありまして。その中で組織をつくるということを検討しているということもお答えしていたかと思うのですが、その一環として、今回は組織をつくるまでには至りませんでしたけれども、法令遵守担当の副参事を置かせていただいたというのが一つの経過でございます。その中で今後対応していく業務につきましては、もちろん今回の事件にかかわる再発防止、そういったものが、現時点での最大の取組であるというふうに思っております。ただ、その中で例えばイベントチケットのガイドラインの策定ですとか、再発防止の庁内への周知方法、内部通報制度の見直しとか、そういうことも言われていましたので、当面はそういったことへの対応になっていこうかと思っております。

ただ、中期的な部分で言いますと、いわゆる法令遵守の取組ということで、今後、外部委員会なり、この委員会からさまざまな意見が寄せられると思っておりますので、そういった意見を参考にいろいろな取組をしていきたいというふうに考えてございます。

あわせて職員の、要は意識改革という部分も必要であると思っておりますので、人材育成についても担当していきたいというふうに思っております。

○小貫委員

人材育成も含めてという職員課長の御答弁でしたけれども、今回の事件の再発防止を考えていく上で、法令遵守だけでは再発防止にはならないと。外部委員会も指摘しているように、感覚が市民とあまりにもずれているところが問題だと。やはり私は法令遵守にとどまらず、公務員とは何かということを考えてほしいのです。皆さんは市役所に勤められるときに、たしか最初に日本国憲法を遵守していくという宣誓書を書いていると思うのです。ところが、そういう宣誓書を書いているながら、この間、公務員は全体の奉仕者であるということが守られていないということもあり、やはり副参事を置くにしても、単なる法令遵守の担当にとどまらず、やはり市民のための市役所、公務員の位置づけということをしっかりとやっていくことが必要だと思います。

そういう面で、人材育成というのが後にならずに、私はこれが第一に置かれるべきものではないかと思いますが、そのことについて順位というか、重要性についてはどのように認識しているのでしょうか。

○(総務)職員課長

先ほどの答弁は、順位をつけて申し上げたつもりはないのですが、当面の対応としては再発防止の取組が必要であろうということで申し上げております。その中の一環として、どれが先というのはないのですが、一体的に取り組んでいくというふうに考えてございます。

○小貫委員

◎市長記者会見以降の市民の声について

先ほどの報告の中で、外部委員会へは市民からの意見が8月2日までに58件寄せられたとありましたが、前回の委員会だったと思うのですけれども、市長のほうにも直接意見が何件か届いているという答弁がたしかあったと思うのです。

記者会見の後、市長に対して市民から、どのような意見が寄せられているのか、押さえていましたらお答えいただきたいと思います。

○(総務)総務課長

7月27日の記者会見以降の市民の声ということでございますが、件数で言いますと64件ほどになります。ちょうど広報おたるで市長への手紙を8月1日から受け付けており、その関係で若干多くなっています。それがそのうち20件ほどございます。

内容でございますが、ちょっと正確に集計していないので本当に概数でございますけれども、市長の進退に関するものが50件ほど、それから職員の処分に関するものが16件程度というふうになってございます。

○小貫委員

処分にかかわってですが、どういった内容の意見があるのか御紹介いただきたいと思います。

○(総務)総務課長

処分にかかわるものについては、免職にならなくてもみずからやめるべきですか、若い職員を登用すべきとか、そのような意見が出てございます。

○小貫委員

以前の委員会でも申し上げましたが、市民は、今、法律や規定に縛られてサービスを受けたくても断られるという実態があるわけです。市民に対しては厳しく、内部に対しては甘くということであってはならないと。このことを最後に意見として述べまして、私の質問を終わりにいたします。

○北野委員

◎管理職へのアンケート調査結果について

ただいま報告のありました管理職へのアンケートについて伺います。

アンケート調査結果についての1ページ目、Q3で、今回の政治資金パーティー券を販売することが政治資金規正法違反となることを知っていたかということに対して、これは課長職だと思のですが、8人の人が「知っていた」というふうに答えているのは大変重大な問題だと思います。この特別委員会で、私が刑事処分を受けた各部長に対し、パーティー券を売ったときに意見を申し上げてきた部下がいなかったかと質問したことに対し、だれ一人意見は上げてこなかったというふうに、すべての部長が答えているのです。にもかかわらず匿名でアンケートをとったら、パーティー券を売るとは政治資金規正法違反になるということを知っていたという人が8人もいます。私がこれを重大な問題だというのは、まず、知っていたのなら、何で部長をとめないのかと。匿名だからしようがありませんけれども、その課長にも重大な責任があると思うのです。

それともう一つは、正しい見解を持っていても部長から言われたら部下は物申すことができないという空気があったことも事実だと思うのです。だから私は、この委員会でも指摘をしていますが、庁内LANの掲示板に出された意見が削除されたということも議論になりましたけれども、とにかく職員が意見を出すことができない空気があるということだけは事実だと思うのです。これをどのようにしてなくして、風通しのよい市役所をつくっていくかということについては今の時点でどのように考えていますか。

○総務部副参事

今、委員からお話のありました風通しのよい職場づくりにつきましては、実はこれまでも職場ミーティングという形で、それぞれの職場で力を入れてやってきておりました。ただ、こういったこともございましたので、今後は、それをさらに充実させていきたいというふうに思っております。

また、公益通報制度というものもございますが、ただこれまで利用がなかなかなかったという実態もありますので、今後はこういった制度についても、どうすれば使いやすいものになるかというようなことを点検して、通報で

きるようなシステムづくりといいますか、形づくりにも心がけていきたいというふうに思っております。

今、前段で申しました風通しのよい職場ということは、ふだんから心がけていかなければならないことなのですが、今までやってきているものとして一つ例を挙げますと、職場ミーティングという形で意思疎通を図っているところがございます。ちょっと繰り返しになりますが、今後はもっと力を入れていきたいというふうに考えております。

○北野委員

今の話だけでは納得できません。というのは、今までもそういう制度はあったわけでしょう。しかし、今回の事件を引き起こした部長が、各課長にパーティー券を売ることは法律違反だということをはっきりわかっていた人が 8 人いたということが、アンケートの結果わかっているのです。その人達がなぜその場で部長にこれはやったら違反ですよということを言えなかったのか、言わなかったのかということなのです。

だから、今、副参事がおっしゃったことはわかりますけれども、そういうものがあってもかかわらず、有効に活用されていないということが問題なのです。だから、そういうことが起きないために新たにどうするかということが今一番強く求められていると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○総務部副参事

いろいろな方策というのは今後考えていかなければいけないのですけれども、例えば一つとして公務員倫理関係の研修ですとかも考えられると思うのですが、まだこれからいろいろな御意見を伺いながら、対応していかなければいけないというふうに思っております。

実際に今回のアンケートで確かに、8 名が知っていたのだということが出ておりますけれども、その本人たちが具体的にどう思って話さなかったかということにつきましては、匿名ですので、今調べるすべはないのです。ただ設問の内容も若干漠然としているといいますか、もしかしたら買った当時はわからなかったのだけれども、その後わかったという場合もあるかと思えます。本当にその時点で知っていたのかというのが、はっきりしないのですけれども、そういった時点のずれもあるかもしれません。具体的にこの 8 名がなぜ言わなかったかというのは、お話できませんけれども、ただ具体的な方策としましては、先ほど申し上げたミーティングを充実するですとか、あるいは今後の再発防止策の中でもたぶん出てくると思いますが、研修を充実するですとか、それからこの後、議会の皆さんや外部調査委員会、あるいは職員や市民の皆さんからいろいろな御意見が出るでしょうから、そういったものを考慮しながら、風通しのいい職場をつくるのに生かしていきたいというふうに考えております。

○北野委員

だから、議会としてうちの小貫委員も管理職の意向を掌握する必要があるという意味の質問もしているし、成田祐樹委員もそういうことを言っていたと思うのです。議会側から要求されたものだというふうに理事者が受け取って、アンケートを緊急にやっただけ。しかし、聞いたなら、当委員会の正副委員長にもこういう設問でアンケートをやりますということは何も言っていないというではないですか。私はこの設問自体も非常に問題があると思っております。だから、そう指摘されて、設問の仕方がおかしかったということになれば、アンケートの意味がなくなるでしょう。だから、そういう場合は、少なくとも要求した側にこういうことでアンケートをやりたいと、設問の仕方についてはいかがですかという意見を一言聞いたっていいでしょう。だから、そういうことをこれから心がけていただきたいということは注文をつけておきます。

◎市長からのメッセージ発信について

次に、市長に伺いますけれども、7 月 27 日に人事異動の内示と懲戒処分の結果について記者会見を行ったときに市長はいろいろとコメントをしていますが、人事異動の内示がある直前に市長がこういうふうにしてやりたいという話は、各会派の代表者も市長からお話を聞いていると思うのです。そのとき私は、処分をするのは当然ですが、市長自身がこの問題に対し、市民にメッセージを発信する必要があるということは申し上げたのです。それ

がないと、いくら処分をしても、その処分内容がいいとか悪いとかに議論がいくから、市長自身がどうするつもりでいるのかということを確認にメッセージとして発するべきだというふうに述べておきました。そのとき市長は、みずからを律するために減給10分の1、3か月を追加して合計6か月にし、また12月の期末手当についても半分カットすることを第3回定例会で提案するから、そのときの所信表明で明らかにしたいというふうに答えていました。短い時間でしか議論できませんでしたが、第3回定例会の提案までには1か月あるのです。処分してから1か月以上も市長が市民に対してコメントがないというのは、ちょっと私は解せないし、非常識だと思います。だから、市長自身のメッセージを急いで発信する必要があると思うのですが、いかがですか。

○市長

7月27日に一応記者会見をさせていただき、そのときにいろいろとお話をさせていただいたところでございます。今回の政治資金規正法違反につきまして、特に略式命令を受けた部長職の処分についてお話をさせていただきました。今回の事件の重さ、それから社会的な反響の大きさ、そういったことを考慮し、先ほど職員課長から報告したような処分にさせていただいたところでございます。私といたしましても、いろいろと御意見があろうかと思いますが、法令あるいはいろいろな形の中で慎重に検討した上で、ああいう形の処分をさせていただいたわけでございます。

それから、8月1日付けの人事の刷新であります。当然略式命令を受けた部長職については更迭という形でさせていただきましたし、先ほど報告しましたように、今回の部長人事についてはできるだけ若手を登用し、それから本市としては初めて女性を採用したと、こういうようなことでございます。

それから、もう一つは、再発防止の問題に絡め、やはり何といたっても公務員倫理の確立、こういったものについてしっかりと形を取り組んでいかなければいけないというようなことでお話をさせていただきました。何よりも大事なことは市政の着実な推進ということで、今、社会経済情勢というのが本当に刻々と変わっている状況の中で、小樽市の足元も大変厳しい状況にあるわけですので、何とかこの市政の着実な推進を図っていききたい、こういう決意でいるわけでございます。

一つはやはり新市立病院、これは市民生活の安全・安心の観点から、健康を守る、命を守るというためにも、何としても計画どおり建設を進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、今回の東日本大震災の後、小樽市の防災計画の見直し、点検、こういったこともやはり早く取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っております。

それから、今日も新聞に出ておりましたけれども、中心市街地活性化の問題についても、早急に取り組んでいかなければいけないというふうに思っているわけでございます。

そして、何といたっても、やはり観光をはじめとした経済の活性化についても、本当に早く取り組んでいききたいというふうに思っております。

今、申し上げましたように、公務員倫理の確立が図られるよう、北野委員がおっしゃるように、第3回定例会という本当にあと一月ありますので、その前にホームページその他で、何とか市民の皆様には私のそういう考えを発信していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○北野委員

今、市長の答弁を聞いていましたが、みずからを律するということでは、先ほど言ったように追加で減給処分をやるということを第3回定例会に提案するという趣旨の答弁だったと思うのです。どうやって市民にみずからの考えを発信するのかということについては、ホームページその他の方法でというふうにおっしゃっていました。そうであるならば、市長自身が既に明らかにしている減給3か月を追加し合計6か月にすること、それから12月の期末手当を半分カットするというのもそのくだりに入れて、もっとわかりやすく市長の決意を市民に伝えるようにしていただきたい、これは強く要望しておきます。

◎懲戒処分について

次に、懲戒処分について伺います。

我が党としては今回の事件の重大性にかんがみ、関係者の処分は市民の納得を得る重い処分にすべきだということとは早くから主張してきました。これに関して伺いますが、7月27日の記者会見で、懲戒処分の判断基準について市長がコメントしています。新聞の範囲ですけれども、本市のこれまでの事例や他都市の選挙にかかわる類似例を参考に、今回の事件が公務内外に与えた影響などを考慮し、総合的に判断したと、こう述べているわけです。

そこで他都市の選挙にかかわる類似例を参考にというのは何か。どの都市でどういう事件が起きて、公職選挙法違反や政治資金規正法違反になったのか。前回は聞きましたけれども、ちょっと抽象的でしたので、改めて伺います。

○(総務)職員課長

前回は概要を説明させていただきましたが、参考にしている類似例というのは5市、五つの自治体の例を参考に、分限懲戒審査委員会に示しております。詳しい内容については、先日来申し上げていますが、その都市の了解を得ている訳ではありませんから、詳しくは申し上げられないのですけれども、例えば今回の小樽市の状況に大変似通ったケースで、警察に事情聴取を受けた職員が100人以上であったり、逮捕者も出て、最終的には刑事処分として罰金や選挙権等の停止もあり、また、職員も部長職であって、勤務時間中であつたと、そういった似たような事例を探してきました示しております。これだけで決めたわけではありませんから、それをベースにその他の要素、小樽市なりの要素を加味して、また情状できる部分は引いてという形で、最終的には分限懲戒審査委員会が市長に答申したという形になっております。

○北野委員

聞きたいことに的確に答えていただきたいと思うのですが、市長は記者会見で、今回の懲戒処分は制度上最高に重い処分だということを述べているのです。それは制度からいえば、減給であれば10分の1、6か月が最高ですから、一番重い処分を下したということはわかります。しかし、ほかの都市に比べて重いのだということも強調されているようですから、だから私もそれを調べる努力をしました。しかし、あたりをつけてその都市に電話したけれども、個人のことだということで教えてくれないのです。

ですから、課長が言った意味合いもわからないわけではないけれども、それを確認するために都市名は要らないから、課長が答弁した、そういう罰金刑を受け、そして公民権停止にもなっている。同じパーティー券の問題で調べられた人は100人以上だと。だから、小樽と似通っているのですよ。もうほとんど同じと言ったらいいかもしれませんけれども。

だから、その市の職員がどういう懲戒処分を受けており、それに対して小樽市はこうだという比較で言わないと、他都市よりも重い処分をしたのだと言ったって抽象的でわからないから、その辺は差し支えないと思いますから答えていただけませんか。

○(総務)職員課長

先ほど申し上げました事例で言いますと、くどいようですが都市名は申し上げられませんが、事情聴取された職員が100人以上で逮捕者も出ているという中で、部長職1人については、罰金や公民権等の停止を受けている方が減給10分の1、2か月です。

それともう一人、これは逮捕されているのですが、刑事罰がなかった方、その方も減給2か月です。

それとほかの部長職も、これ人数は不明なのですが、減給1か月から2か月という事例でございます。

○北野委員

そうしたら、小樽市での減給は最大6か月だったけれども、似通った事例で懲戒処分を行った他都市では非常に少ないと。それから、小樽市で少ないと言われている人も減給3か月だけれども、他都市では1か月から2か月だ

と。そういう点では小樽市のほうが重いと、そういう意味でおっしゃっているのですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうですか。

◎人事異動について

次に、人事異動に関して伺います。

これも新聞報道の範囲でしかわからないのですが、市長は分限処分による降格、降任にしなかった理由について、一定の見解を説明したようでありますけれども、議会に対しても改めてより詳しく説明をしていただきたいと思えます。

○(総務)職員課長

この間、何回か分限と懲戒の説明をさせていただいているのですが、何か私の説明もくどかったようで、かえってわかりづらくなっているみたいなので、簡潔に説明させていただきます。

今回、分限処分による各部長の降任を行わないことについてですが、降任処分というのは懲戒処分のように一定の非違行為に対して罰を与えるというものと違いまして、その職に必要な適格性ですとか公務能率の維持、公務の適正な運営の確保、そういったものを問うものでございます。

今回、8人の部長につきましては、職に必要な適格性、そういった点では十分な能力を有しており、当てはまらないということは、皆さん御承知のとおり歴然としていると思うのです。ただ、公務能率の維持、公務の適正な運営の確保、こういった観点からいいますと、市民の皆さんから留任に対するいろいろな御批判もある中で、全く影響がないとは言えない部分があるというふうに判断したところであります。

ただ、一方では、分限処分を行う場合は、本市の分限処分に関する条例や訓令等の法に基づきまして、そのやり方というのですか、されなければならないことになっておりまして、その中で降任を行う場合の前提としましては、配置替えなどの措置を講じて、なおこれらの状況が是正される見込みがない、そういった場合に限られております。

今回、8月1日付けで各部長を責任のある第一線の職から外して、決裁権のない参事職に役職替えをすることで、言ってみれば今までの立場とは逆に、今後は部長の命を受けて業務を行うことになるわけですから、今回の人事の刷新とあわせて公務能率の維持確保が可能であるというふうに市長が判断いたしました。そういうことから降任には行わないという判断をしたということでございます。

○北野委員

今の説明で1か所だけよくわからないのですけれども、恐らく職員課長が答弁の根拠にしている「小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令」というのがありますが、ここの第2条第3項に六つの号があります。ここの第5号に「非違行為により懲戒処分を受けた役付職員」、これは今回の8名の方だと思うのですが、「その職にあることにより今後の公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保に支障が生じると認められるもの」とあります。このくだりはちょっと引用していましたが、これを適用しても分限処分はできないということなのですか。今、市民から物すごく強い意見が出ているのですよ。とりあえず留任させたと。何だと。だから、それを受けて、市長も今度、分限処分による降任でなくて、人事異動による事実上の左遷、降格というふうにしたという説明なのですか。そういう場合にも、分限処分でするには、この訓令の第2条第3項第5号だけでは分限処分にならないという解釈なのですか。

○(総務)職員課長

今、前段で私も説明させていただいたのですが、第3条第1項のほうで、配置換、役職換又は職種換のいずれによってもその適格性が改善され、又は是正される見込みがない場合に限り、今、北野委員がおっしゃった第2条の部分を行うというふうな解釈になりますので、ですから市長としましては、役職換によって実質立場が逆転して、

部長の命を受ける参事職にすることによって、今後の対応が可能であるというふうに判断したということでございます。

○北野委員

だから法の解釈としては、私が引用した第 2 条第 3 項第 5 号より第 3 条第 1 項に書かれていることのほうが優先するから、第 2 条のくだりだけをもって、市民の強い批判があっても分限処分としてはなじまないということなのですね。

○(総務)職員課長

私どもは、そのように考えております。

○北野委員

この問題はちょっと後でまた何うことにいたします。

◎市長不信任に対する見解について

それでは、市長の辞任についてですが、これはさまざまな意見も寄せられているでしょうし、議会に対しても寄せられています。当然市長もその声は聞かれていると思うのです。

そこで伺いますが、「市長辞任せよ」の声に対して、市長は辞任しないで、私はこういうことでやりますというメッセージとして決意を述べられているわけですが、仮に議会の側から不信任動議なり不信任決議が出される、出すこともできるわけですが、根拠があれば。だから、市長の辞任について不信任動議なり不信任決議が出されるというふうになった場合、それに対する基本的見解をまずお聞かせください。

○市長

不信任に対する見解ということですが、何度も申し上げておりますように、私といたしましては、今回の事件を受けて、職員に対する処分については総合的に判断をして、厳正に下したところであります。

さらに私自身の責任についても、先ほど来申し上げておりますとおり、内容については報告いたしましたとおりですけれども、これも第 3 回定例会に提案をさせていただきたいと思っているところでございます。

今後二度とこのようなことの起きないように、私としては、外部委員会や調査特別委員会の御意見を聞きながら、再発防止に向け、いろいろと考えて対処していきたいと思っているわけでございます。

それから、御質問の本旨でありますけれども、不信任決議ということについては、これは市長が失職するか、あるいは議会を解散するのか、この二つであろうというふうに思います。先ほど来話させていただいたように、今、本市は大変大きな問題を抱えておまして、それらを一日も早く、何とせよ対処していかなければいけないということですので、今後これ以上市政の混乱を招くということについては、慎重に対処していかなければいけない問題だろうというふうに思っております。

最終的には法に基づいて議会在議院が定めることですので、私といたしましては、それは議会の皆さんの御判断にお任せしたいというふうに思いますけれども、私自身は何よりも失った信頼、これを一日も早く回復すること、そして今、足元の問題を一日も早く解決していきたい、こういうことを考えております。

したがって、27日の記者会見で申し上げたように、私自身がみずから現在の職を退く、そういう考えは持っておりません。

○北野委員

これはそういうことかというのですが、これまで小樽市議会の歴史の中で市長不信任決議が提出され、採決に付されたことがあります。私も大分古いときですが、志村和雄市長のとき、博覧会を独断専行でやって、4 億円も穴をあけたことがあり、志村市長不信任決議を共産党として出して、私も賛成討論を行った記憶があります。

そこで、承知していると思うのですが、議会で今まで市長不信任決議なり動議がなされ、その主たる理由は何だったかということを押さえていると思いますから、説明していただけますか。

○(総務)総務課長

議会における市長の不信任決議案の関係ですけれども、昭和33年以降で言いますと7件出されております。

どういう内容かというのは、大変申しわけないのですが、ちょっと承知してございません。最後の59年は小樽博のことということは承知してございますけれども、そのほかの部分については、今、手持ちにございませんで、ちょっと答えられない状態です。申しわけございません。

○北野委員

不信任が出されているのは、たった7回ですよ。今言った昭和33年以降で7回なのに、何の件で市長が不信任決議を出されたか、それも承知していないのですか。ちょっと意外ですね。私は志村市長のときに出したおり、市長自身がこういう悪いことをやったとはっきり覚えているから言いましたけれども、あのときは運河を埋めるときだったのです。そして博覧会の最中だから、くい打ち工事は一時やめて、そして博覧会をやったけれども、4億円の穴をあけて、市民に4億円の損害を与えたのです。だから、これはもう不信任に値すると。しかも、独断専行で志村市長はやりましたから、だからとんでもないということで不信任を出したのです。それ以前のことは私も議員でありませんからわかりませんから、だから聞いたのですが、わかりませんか。わかっている、今回のことに影響するから答弁しないというようなことはないでしょうね。

○(総務)総務課長

申しわけないのですけれども、内容はちょっと調べてございませんで承知しておりません。後で調べてお知らせしたいと思っております。申しわけございません。

○北野委員

◎100条調査権について

次に、これからの問題として出てくるかどうかというのはありますけれども、100条調査の委員会をつくっている議会を調べてみたら、そこで100条調査権と、公務員としての守秘義務、これが対立していることがたびたびなのです。当然この見解は、国にこういう場合はどっちが優先するかということをそれぞれの議会で聞くわけです。

伺いたいのは、100条調査権と公務員の守秘義務がぶつかった場合に、どういう判断でどちらを優先するというふうになっていますか。

○総務部次長

今の北野委員の御質問ですが、地方自治法第100条にまさにその100条調査権の条文がございませけれども、その第4項と第5項には、いわゆる関係者の出頭等で証言等を求められた場合ですが、「関係者が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。」というのがまず一つあります。

それと、次の第5項では、「議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる」とあります。

あと一方、地方公務員法第34条第1項には地方公務員としての守秘義務の規定がございませ。「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とあり、第2項では「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者の許可を受けなければならない」とあります。また、第3項には「前項の許可は、法律に特別な定がある場合を除く外、拒むことができない」とあり、この特別な定めは今の地方自治法第100条がございませるので、いわゆる相反する関係を調整する規定がございませ。何をもちて職務上の秘密とするのかというのは、委員も御承知のとおりケース・バイ・ケースでございませるので、一概に判断することはできませんが、最終的にはその者が公の利益を害するかどうかということによって判断されることになるのではないかと、一般論ですけれども、そういうふうを考えませ。

○北野委員

今、次長がお答えになったように、公の利益に反するかどうかということで判断されているということだと思っております。

そこで、戻るのですが、アンケートの結果、冒頭指摘した 8 人の課長がパーティー券を売ることは政治資金規正法違反だということをおかっていたというわけですから、これを公の利益という今の判断基準に照らして考えれば、一人一人の課長に別に 100 条調査権を振りかざさなくても市長の判断で、市長就任前の話ですけれども、市長になったのだから、「そんなとんでもないことをおまえが一言言っていれば防げたのではないか」、「何でこんなことをやらなかったのだ、意見を出さなかったのだ」と課長に聞くということができるでしょう、これは思想調査でも何でもないので。中松市長の政治資金パーティーに行ったかどうかを一人一人の課長に聞いて調査するというのは憲法上の思想・信条の自由を侵すことになるから、そんなことはできませんよ。しかし、公の利益にかかわることで、何人かが声を出したらこんなことは防げたはずなのだから、それを何らかの形で調べてみる。課長に 100 条調査権を別に振りかざさなくても任意でも何でもできるわけだから、そういうことを調べてみる気はありませんか。

○総務部長

私どもが行ったアンケートの問 3、いわゆる 8 人の職員が知っていたということに関し、この職員に対して問いただしてみたらどうかという御質問だと思いますが、私どもといたしましては、そういうことをする考え方は基本的にはなく、このアンケート結果を真摯に受け止めて、これを基に原因の究明に当たり、それに基づく再発防止策をつくっていくということが先決ではないかというふうに考えておりますので、この 8 人について、とりわけ別個に私どもが調査をするという考え方は基本的にはございません。

○北野委員

このアンケートの結果が明らかになって、何人かの課長からも、言ってみれば非公式に話を聞きましたが、パーティー券を売る対象から外されている人はパーティー券を売っていたということがわからないのだから、働きかけられた方の中で、この 8 人が答えているというふうに見るのが常識だと思うのですよ。私がそういう正論を述べたら、複数の方からは、匿名だから、わかっていなくてもわかったような顔をして書いたのだと、そういういたずらをする人もいると、こういう言ってみれば、僕から言えばふらちな意見を述べた方もおられます。

しかし、先ほど指摘したように、こういう重大な、言ってみれば事の正否を分けるようなときに意見を出さないというのは、これは本当に大変なことだと思うのです。だから、そこできちんと意見を述べられるような、そういう風通しのいいというか、意見を述べても仕返しされないような市役所にしていかないと再発防止にはならないと思うのです。これから外部委員会あるいは議会から意見を聞いて、再発防止策を決めると市長はおっしゃっていますが、いくら決めても、いざというときに肝心の意見を述べなかったら、これは意味をなさないと思うのです。だから、事故を起こさないためのマニュアルをつくったって、今回だって囑託員に渡す領収書の公印を間違えて押したのでしょうか。しかも聞いたら、囑託員が正規職員から受け取ったら、公印が今までと違うのですねというようなことまで言われているのに間違いに気づかないと。こういう初歩的なことが繰り返し起こるのです。

だから、いくらこういうふうにも二度とこうしたことが起こらないようにしようと言っても、やはりそれを執行していくのは人間ですし、市の職員なので、その職員が本当に法令を守ると、決まりを守るという立場で仕事をしなければ切りがないと思うのです。

そういう点で前田副参事を、今度そういうことを守る立場に置いたわけでしょう。前田副参事の決意を聞きたいと思っております。

○総務部副参事

決意ということですが、コンプライアンスという言葉が最近、一般的によく使われますけれども、日本語に直しますと法令遵守となっております、私の担当も法令遵守と人材育成ということになっております。年度途中のこの 8 月

からですけれども、今後外部調査委員会や議会の皆さん、あるいは職員の皆さんからいろいろ御意見をいただき、その上で幅広く情報を収集して、もちろんしっかりとしたものできるだけ早くつくらなければという思いはありますけれども、やはり拙速に何かを決めてはいけないというふうに思っておりますので、その辺は慎重に対応していきたいというふうに思っております。これまでなかったものをつくるわけですから、そういったことでは、ぜひとも幅広い意見を入れながら、皆さんに納得していただけるようなものをつくっていききたいというふうに思っております。

○北野委員

前田副参事はそういう仕事を与えられたわけだから、私どももあなたの行動に注意を払っていきます。横断歩道を渡らないで変なところを渡っていたなんてことのないように、ちゃんと襟を正して仕事に当たっていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎職員の処分について

私からは、まず、職員の処分について質問いたします。

この前、7月20日に我々は、小樽市公会堂で町会長の皆様に集まっていただき、いろいろな御意見を聞きました。我々は答えることはありませんでしたけれども、例えば稲穂第2町会、朝里町会、朝里温泉町会、銭函沢町町会などの方から、総じて今回の処分についてというか、これは27日の処分が出る前の20日ですので、この時点では処分が出ていませんが、市長に関することで、逆に言えば、この場では言えないぐらいの厳しい御批判をいただいたのです。それで、今回、27日に市長から懲戒処分という形で出されました。

そういった中でまず、市民の皆さんが一番思っているのは、こういう事件が恥ずかしいということなのです。小樽は何をやっているのだ、市役所は何なのだとほかから言われて、そして自分たちが住んでいる小樽市をこんなことで任せてられるのかということで、大変お怒りになっておられます。

そこで、この時点での対応については不服、不満がたくさんあったわけですが、今回27日に新たに10分の1、3か月、6か月、市長も期末手当、そして給与の削減を出されました。まず、そのことについてですが、本当に極端な意見が出ていたものですから、私はこの処分で大丈夫なのかというふうな思いがあったのですけれども、その明確な基準を聞こうと思って、今、待っていたのです。

ところが、共産党の北野委員のほうからその種の質がありまして、他都市の事例が10分の1、2か月ないしは1か月ということから考えると、まんざら軽いわけではないということがわかったのですが、一つお聞きをしたいのです。この中で、職員懲戒審査委員会の皆さんがまず今回の懲戒処分をお決めになりました。その方々が持っている資料といいますか、その判断基準は、その答申を受けた市長も同じものを参考になさっているのか。それとも市長は別の市長と連絡を取り合っているなど、何かしらの別な判断基準をお持ちなのか、そういうことについてお聞かせください。

○(総務)職員課長

市長が懲戒審査委員会委員と同じレベルで資料を見ているかどうかという御質問かと思いますが、それにつきましては懲戒審査委員会を開く段階で、私どもが委員に示します資料については全部つけて、市長まで決裁を回しております。当然、答申があった後についても、概略はこういう趣旨だということを市長にお伝えしており、委員会が決めたのではなくて委員会は答申をして、それを基に市長が最終的にいろいろな要素を考慮し、判断されたということでございます。

○鈴木委員

そこで、この懲戒審査委員会の方々は自分で資料を取り寄せてやっていらっしゃるのか、それともその資料というのは、ある程度用意されたものなのかということをお聞かせください。

○(総務)職員課長

基本的には私どもが用意した資料で審議してございます。ただ、審議の中で不足している資料ですとか要求資料がございましたら、それは次の審査までに用意して示すと、そういう形で進めております。

○鈴木委員

今のお話を聞くと、資料は市長がお持ちのものと懲戒審査委員の方が持っているものも同じ。そうすると当然の帰結として、若干重いぐらいにしようかなとすると、同じ結論が出るということですね。というのは、委員の方が出した答申は、市長も持っている資料が同じということになれば、当然そんなに著しく変わらないということになるということですか。

○(総務)職員課長

違う資料を示すかということ、それも難しい話ではあると思うのですが、客観的な判断ということで、物事を中立的な立場で見るための資料ということで、私ども資料は用意してございますので、基本同じものになるかと思えます。

○鈴木委員

先ほどの話に戻りますが、我々は本当に外に出ますと厳しい意見をいただくのです。例えばやめさせろとか、すぐいろいろな意見を聞きます。だけれども、こればかりは本当に基準になるものがなければ感情論になるわけです。ですから、その基準は何かということについての市長の認識は、先ほど北野委員がお聞きになった他都市の例ということによろしいのでしょうか。

○(総務)職員課長

処分の基準に関する御質問かと思うのですが、当然他都市の事例のほかにも、今回の小樽市の状況もいろいろ考えた上での市長の判断になっているかと思ひまして、あくまでも懲戒審査委員会は資料を与えられて委員が5人いるわけですから、5人がいろいろな意見を言う中で意見をまとめ上げていく。市長はその答申を受けて、市長なりの判断を加えて最終的な判断をするという形になるかと思ひます。

ただ、市長が諮問している以上は、審査委員会の意見というのは最大限尊重されるものだというふうには思っております。

○市長

分限懲戒審査委員会の審査状況というのを私は全く承知しておらず、最後の最後に答申という形でいただきました。ですから、委員会の中でどのような議論をして、どのような判断をされたという途中経過は全く承知しておりません。

それから、私なりに何か情報収集したのかということについては、全くしておりません。どこにもそういう電話なり、調査依頼もしておりません。

ただ、先ほど来お話があったように、過去に選挙に関する同じような事件のあったところの状況等については調べました。

それから、小樽市において昭和40年代の後半であります、政治資金ではなく公職選挙法の関係だったでしょうか。そういったときの処分については調べました。

ですから、そういったことをいろいろとトータル的に調べ、そして今回委員会から出てきた答申、これは正直言って重たいなという感じが市長としてはしました。だけれども、それは先ほど来答弁させていただいているように、市民の皆さんのお考えであるとか、いろいろな状況の中で、私なりに適正にというか厳正にというか厳しくという

か、判断をさせていただいたということでございます。ですから今回の職員の処分については、そういうことで私自身が判断をさせていただきました。

○鈴木委員

この項の最後の質問ですが、要するに結論から言えば、これが重いかどうか、我々はちょっと判断がしづらかったのです。それで、市長の口からもう一度これは重い処罰であるということを書いていただきたいことと、今後続けるの処分はあり得ない、これで終わりということをお聞かせ願いたいと思います。

○市長

略式命令を受けた職員に対する処分はこれで終わりでございます。それは大変重い処分をさせていただいたというふうに市長としては認識しておりますので、そのようにお考えいただければと思います。

あわせて、8月1日の人事異動についても同様に、該当する職員、部長職については大変な思いをされたというふうに思っております。ですから、私としては処分の問題と人事の問題と、その両方から二つあわせて大変重い判断をさせていただいたというふうに考えております。

○鈴木委員

それでは、次の項に移ります。

◎今後の進め方について

コンプライアンス担当の配置、先ほどから前田副参事のことが話題になっておりますけれども、まずお聞きをしたいのは、今の時点で一体何をされているのでしょうか。

そして、今後の考え方ですが、まずこの特別委員会があり、第三者委員会もあります。第三者委員会が8月末ぐらいを目安に報告を出してくるのですね。その報告に対し、我々がこの委員会で足りないというものなどをつけ加えてほしいと市長に言うのですね。そして、市長がそれをそしゃくして、コンプライアンスの徹底や再発防止の組織なり、制度をつくっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

○総務部長

これからの進め方についての御質問かと思うのですが、多少スケジュール観にかかわる部分もありますので、それに沿った形で答弁させていただきたいと思います。今、御質問の中にございましたとおり、外部委員会は8月の末をめどに市に報告を上げてくる。そういった形で作業を進めているところでございます。

再発防止策を策定するのは外部委員会ではなく、あくまでも市でございます。ただ、外部委員会には、大きく分けて原因の究明、全容の解明、それから再発防止策の検討についてお願いしているわけですから、私どもが議会に示す再発防止策につきましては、外部委員会から出てきた報告に沿った形での再発防止策になろうかと思っております。ですから、これを議会に示すのは9月に入ってからになるのではないかと考えております。

最終的に市が策定する再発防止策につきましては、この調査特別委員会の中で御審議をいただき、それを受けて最終的なものを策定することになりますが、この特別委員会が1回で終わるのか、あるいは2回、3回と審議いただくのかはこれからの進め方なり、私どもが示す再発防止策の内容にもよるだろうと思います。9月中にはそういった作業を行っていききたいというふうに考えているところであります。

○鈴木委員

ですから、最初に質問した前田副参事は何をされているのですかという話なのです。市が再発防止策を主体的につくるというのは、第三者委員会やこの特別委員会がこういうふうをやったほうがいいよということを実行するところがなければいけないわけです。ということは、今の段階で何が来てもそれを遂行するよという体制をつくってなければいけないはずなのに、一人しかいないのではないですか。組織のつくりとしては脆弱というか、そういう気がするのですけれども、その部分についてどうお考えなのかということなのです。結局、第三者委員会から報告がされ、そしてこの特別委員会からは、二度とこういうことが起こらないようにしなさいと。そのためにはこういう

ふうにやってもらいたいとなるのです。そのときに人員をかき集めてやるということではないと思うのです。そうやって市が主体的にという言葉を出すのであれば、もう今の時点から 8 割、9 割、自分たちが当然こういうことを言われるだろうということをやって、そしてそれでも足りない部分をお示しいただいて取り入れる。これが本来のやる気がある姿勢というふうに見えるのですが、そのことについてどう考えられますか。

○総務部副参事

私自身が申し上げるのも何なのですけれども、考え方は大きく二とおりあるかと思います。今、委員がおっしゃったように、最初から受皿をきちんと用意して、しっかりと受け入れられる大きな土台づくりをすべきだという考えもあるかと思いますが、今回が初めての取組ということもございますので、まずは今、外部委員会でいろいろやっていますし、これから議会でもいろいろ御審議いただいていくわけですので、そういったものを受けて、その後のことを考えていきたいと思います。

また、今、私一人という今お話でしたけれども、私の担当は総務部の中に置かれておりますので、当然総務部内の協力体制というのもございますので、それをやっていった上でさらにまた足りないということであれば別ですが、まだそこまで取りかかっていないわけですので、今の段階では総務部内で協力しながらやっていけるという判断でございます。

○鈴木委員

ですから、当然こういうふうなことは言われるとか、こういうような報告を受けるということまで考えていないのですかということをお願いいたします。ある程度全容はもうわかっているわけですから。逆に言うと、何がだめでどうだったからこうなのだというのは、市のほうが一番よくわかっているはずではないですか。それであれば、第三者委員会や我々から、例えば外部のアドバイザーを入れてどうしろとか、それからこういったシステムをつくりなさいとか、そういうことというのは見えているのではないですか。だから、ある程度それを見越して動くのが本来の姿ではないのですか。先ほど言われたように、何か来てからでないと立ち上がらないみたいな言い方が、何となく前向きに聞こえないということを今お話ししているのですけれどもどうですか。

○総務部長

今回副参事を配置させていただきましたが、待ちの姿勢ということでは決してございません。外部委員会から出てくる再発防止策というのものもあると思うのですけれども、当然私どもで考え得る再発防止策というのも一つあると思っています。それは先ほど来、職員課長も申し上げていましたけれども、例えば職員の意識改革、あるいは公務員倫理に向けた研修制度の拡充、それから内部通報制度がありますけれども、これが機能していないというわけで、こういったものも将来にわたって見直していこうということで、作業は作業として進めさせていただいております。

ただ、組織として貧弱ではないかというような御指摘がございましたけれども、これは最終的につくっていく再発防止策の内容によって、さらに組織として拡充する必要があるかどうかというのは、その時点で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、必ずしも待ちの姿勢でやっているということではございません。

○鈴木委員

そういうことであればいいのですけれども、その点がすごく気になっているところです。

それと、この調査特別委員会も、いつかは閉会しなければいけないときが来るのです。いつかというのはだんだん見えてきていますが。ただそのときには市のほうが、こういう組織で、こういうシステムで、こういう人員配置で、こういう方向で行くから任せてくれと。そこから先は我々がちゃんとやりますよということが見えないと、なかなかこの委員会は閉会できないのです。

ですから、そういったことを含めて、具体的ではないかもしれませんが、最終的にはどういった形になるのかということをお聞きして、この件を終わりたいと思います。

○市長

今回の政治資金規正法の問題については本当に大変多くの皆様に御迷惑をかけておりますし、本当に多くの信用を損ねたというふうに思っております。したがって、今後二度とこのようなことが起きないような、そういう再発防止策をしっかりした形をつくっていかねばいけないと思いますし、それは単につくるだけではなく、それをしっかり我々職員が守っていくということも大事だというふうに思っております。何度も答弁させていただいておりますが、第三者委員会や議会の調査特別委員会の御議論を踏まえた上でしっかりとしたものをつくり、今後、二度と起こさないような体制づくりが絶対必要だというふうに思っております。そういう気持ちで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○上野委員

◎アンケート調査に対する市長の感想について

鈴木委員からもありましたが、7月20日に市民の皆様から御意見をいただく会を行い、同席いたしまして、町会長の皆様方から、市民の代表としていろいろな厳しい御意見をいただきました。市役所に対する御意見、市長に対する御意見、そして私たち議員に対する厳しい御意見も承りました。

そこで質問させていただきたいのですが、まず今日、資料として提出されましたこのアンケート調査の内容について、市長に率直な御意見、御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○市長

先ほど来、答弁させていただいておりますように、今回のアンケート調査の結果を踏まえ、やはりこういったことが市役所の中で二度と行われてはならない、このように思っております。そして、やはり職員一人一人がこういうような問題についてきちんとした認識を持ち、そして知識としても理解をしてもらうような体制づくりを何としても行っていかねばいけない、こういうふうに今回のアンケート調査を見て感じたところでございます。

○上野委員

私もこのアンケート調査を見まして、非常に愕然とする部分が多々あります。

私は、このアンケート調査には二つの部分があると思っております。まず一つには、この市役所内における上から下への縦割りの体質、古くからの会社にもあります。私も会社に勤めたことがありますからわかりますが、民間会社にもあるでしょう、そういう上から下への縦割りの体質の部分。もう一つは、このアンケート調査にも書かれていますが、つきあいだからチケットを買っているというしがらみの部分です。

私のところに届いた市民からの御意見の中に、これファクスで届いたものですが、小樽市は10万人以上の都市なのに5,000人の田舎村の市民感覚だ、このようなことが書かれていました。5,000人の村が正しいかどうかはわかりませんが、小樽市というのは、私自身もそうですけれども、いろいろなしがらみや横のつながりというものがある、そういうまちだと私は思っております。それがいい面も悪い面もあると思っており、その悪い面が、ある意味このパーティー券問題で露呈したと、私は認識しております。そして、このアンケート調査によって市役所内のその体質というものが見えたと、私は思っております。

このアンケート調査を踏まえまして、今二つの点を申し上げさせていただきました。一つには役所内の縦割りの考え方、体質、それと外部との横のつながり、しがらみ、そういうものに対して何かこれから、コンプライアンスの徹底や再発防止策を考えていかねばならないと思っております。

そういう中、新聞報道で宮脇淳教授が言っておりましたが、今回処分が一つの形として出ましたと。これが、今、鈴木委員からもありましたが、現状の基準の中では重い結果であると、そういう答えが出ております。ただ、市民の感覚としてこれを納得して受け入れるか受け入れないかは、これからの、議員もそうです、そして市役所の人たちも同じように、この再発防止に向けたコンプライアンスの徹底をどのように構築していくか、どのように新

しい体質をつくっていくか、これにかかっているのだと思っています。

◎副参事がやるべきことの順番づけについて

そこで質問をさせていただきますが、この度、新しくコンプライアンス担当の副参事が配置されました。しかし、鈴木委員の質問では、まだ、なかなかその実情が見えていない中で、まず副参事として何から、順序が当然あると思うのです。一遍に何から何までできるわけがありませんから、何からまず始めていこうというお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○総務部副参事

順番づけという御質問なのですが、大変申しわけないのですが、8月1日に発令されて、2日、3日しかたっていないわけです。現状では先ほどから話しているとおりの、現在、外部委員会も開かれておりますし、また、この10日までに市民の御意見もその外部調査委員会で聞くような状況になっております。

先ほどからちょっと御意見が出ているのは、市のほうで能動的にまず何かをすべきだという御意見も出ているのですが、それはそれで今、下準備はこれからどんどんしていかなければいけない時期なのではございますけれども、ただ逆に言いますと、私どもが先にいわゆる順番づけをして、例えばもう研修を決めてしまおうとか、あるいは何かをやってしまうというようなことを先に決めてしまおうと、これから、8月いっぱいに出てくる外部調査委員会の報告ですとか、あるいは議会で皆さんからいただく御意見ですとか、それから市民の皆さんからいただく御意見ですとか、そういうものが反映されないまま先に市の意見がどんどん進んでしまうという状況が実は生まれてはいけないというのが根本の一つでございます。

そういった意味で漠然としたといいますか、大きな柱立てとしたものを持っていることは持っているのですが、今ここで、例えばこれとこれをやるべきだと思っていて、一番目にこれですと話してしまうと、逆に言いますと、皆さんの御意見を吸い上げないままに市が勝手に順番づけをして物事を決めてしまっているという状況が生まれてまいりますので、それはやはり避けなければいけないというふうに思っております。

ですから、強いて言いますと、先ほどから話している外部調査委員会や市民の方、議会の御意見ですとか、そういったようなものをまずは吸収して、その上で総合的に判断していきたいと思っております。それぞれのパーツについてはいろいろと準備として勉強しながら、情報収集もしておりますけれども、これが一番ですということで市の側から話すというのは、今の段階ではちょっと避けなければいけないのかなというふうに考えております。

○上野委員

今の御意見に対してですが、私は正直それでは遅いのではないかと思っております。というか、遅いです。なぜかといいますと、もうこの事件が起きて何か月たっていますか。私は、前回チケットの話をさせていただきました。今回も平成22年度では21件回っているとチケットの数が出ておりました。先ほど言ったように、市役所の皆さんも小樽市民の個々人でありますので、いろいろなしごらみがあると思います。しかし、公務員というのは市民に対して平等に同じサービスを提供し、同じように接していかなければならない中で、一つの理論武装ではないですが、形が必要です。ですから、私は前回のときに、例えばチケット販売について、いろんなチケットが次々、来るでしょう。それに対してこの市役所の人全員が一つの同じルールの下でできるように、そういうルールを早くつくってくださいと、たしか私、前回の委員会で申し上げたはずですが、しかし、その話も、どういう形で進めていくというのはまだ出てきていません。先ほど、チケットの問題についても今後考えていかなければならないとありましたが、そういうことが、その遅さが、正直なところ何も変わっていったいない。そういう結果に結びついているのです。もっと常に新しい試みを前に出して行って、そして議論していかなければ、この問題の終結はこないと思うのです。

ですから、前回も申し上げましたが、今回また申し上げます。先ほど言いましたチケット、この基本的なルール、これはある程度できるはずですが、これも早急につくっていただきたいですし、先ほどコンプライアンス担当

も副参事お一人ということについて、お一人ではないとは言いましたが、ではコンプライアンスの推進を図るためには、そういう組織づくりも当然必要でしょう。その際には、中松市長が選挙のときからおっしゃっていますが、市民力を生かした、要するに市民をやはり中に入れたコンプライアンス委員会などの設立も私は必要ではないかと考えるのですけれども、それに対してどのように御感想をお持ちでしょうか。

○総務部副参事

かちとしたことは決められないという話は先ほどしたのですけれども、この間いろいろ話している、例えば今、御質問にありましたイベントチケットのガイドラインの関係ですとか、あとこれはたぶん公務員倫理の関係になるかと思いますが研修の充実ですとか、それから職員の意識改革、さらには人事評価制度の検討ですとか、そういったようなことというのが、柱立てといたしますか、恐らく今後の部分できちんと整理していかなければならない項目として入ってくるのだろうというふうには思っております。

ただ、それがもうこれでコンクリートされて、これだけやればよいということではないものですから、考え方もしましては、これまでも答弁しているようなガイドラインですとか研修ですとか、そういったようなものを検討していかなければいけないというふうには思っております。

○上野委員

今お答えをいただきましたが、この中身に私はコンプライアンス、完成はないと思うのです。常に新しい事象があって、それに対してどのように監視していくか、どのように新しいものをつくっていくか、常に変わっていかねばならないと思っております。ですから、ぜひとも早急に、何から手をつけるかはもう私も申し上げておりますけれども、一つ一つ、そしてコンプライアンス担当の副参事だけでなく、外部の委員会を、さらにその下には一般の市民を入れた委員会、あるいは私たち議員が入ってもいいのかもしれない。そういう委員会などをつくって、今後の法令遵守を進めるため、機構改革を行い、監視をしていくこと等が必要だと思います。

今回行ったアンケートはこれっきりで終わらせては、私はもったいないと、もったいないというか、常に継続すべきだと思っております。このようなアンケートの中に一つの今の体質が見えてくる。アンケートの項目は変わるかもしれませんが、スパンを置いてアンケートを継続していくことも必要ではないかと思っておりますし、また紙媒体だけではなく、庁内LAN等もあります。先ほど副参事のほうからは、今、各部署においてミーティング等をしていると言っていましたけれども、その縦割りのというか、上から下へというのでは、なかなか改革は進まないと思っております。ですから部署ではなく、世代別など横の、今までと全く違う枠でのつながりを持ったミーティング等というものをぜひ考えていただきたいと思っておりますし、先ほど言いましたチケットのガイドラインについては、ぜひとも次の委員会までにはある程度の形、見通しをまず出していきたいと思っております。せっかくコンプライアンス担当副参事が配置され、今これから再発防止に取り組むのですから、そういうような新しい試みに取り組み、そして小樽市の機構改革等を考えて進んでいかなければならない大変重要な責務を、今、副参事は負っていると思っております。ぜひともその点で、私の意見も含みながら、次回の委員会まででどういう形で進んでいくのか、そういうガイドラインの概略的なものでもお聞かせ願えればとお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○総務部副参事

今、委員から貴重な御提言もいただきましたので、そういったことも十分考慮しながら、次の委員会に向け、また内部でもいろいろと検討を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎アンケート調査の結果について

初めに、今回報告のあったアンケート調査について、若干感想等を含めて述べさせていただきたいと思います。この中身を見せていただきましたが、今まで何人かの委員からもお話がありましたけれども、中には知っていたという職員の方がいたということで、ある意味、驚きの事実が判明したというふうに思っております。

中身を見ますと、前回の町会長の方々との会合で、本当に厳しい御意見、お怒り等をいただきましたけれども、その中の答えがここに全部出ているのかなとも思います。町会長からも、知っている職員はやはりいるのではないかと、以前からそういう体質があったのではないかと、政治団体とのからみはどののだというお話まで、本当に厳しい御意見をいただいた答えがこの中に出ているのかなというふうに思い、私たちも真摯に受け止めております。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、このアンケート調査の Q 6 の中で「再発を防止するためには、どうしたら良いと思いますか？」と、職員の方に問いかけている箇所があります。法令の遵守ですとか、公務員の倫理ですとか、今議論のあった件もあるのですが、「チケットの取扱いに関するもの」が 25 件、また「政党や政治団体との関係に関するもの」が 14 件というふうに件数が出ております。この内容を詳しく示させていただきたいのですが、お願いいたします。

○(総務)総務課長

まず、「チケットの取扱いに関するもの」が 25 件となっております。件数は正確に集計しておりませんが、これに関しては、庁内でのチケットの取扱いは全面的に禁止したほうが良いのではないかとというのが 10 件程度です。件数は本当の概数です。それと同じように勤務時間内での販売を禁止したらどうかというのが二、三件。それから、あと少し多いのは、禁止と並ぶぐらいなのですが、先ほど、取扱いのガイドラインというようなことが話題に出ていましたけれども、ルール化とかスタンスを明確にしたほうが良いのではないかとというような形の意見です。今回のパーティー券もそうですが、割当てを行うような販売方法は好ましくないとか、そういうものについて、何らかのルールを決めて取り扱うようにしたらいいのではないかとというようなものも結構な数になっております。それから、選挙関係のチケットについての販売は禁止してはどうかとか、そういうような意見が出ております。

それと、2 点目の「政党や政治団体との関係に関するもの」でございますけれども、こちらは大体、政治や政治団体とは一定の距離を置くべきだというものが多いです。一応それがほとんどで、あと接し方ですとか、具体的な項目はなかなか分類しづらいのですが、政治団体とのかかわりには一線を引くですとか、庁内では政治関係の活動を行わないようにしたほうが良いのではないかと、それから選挙や政治活動への関与について明確な基準、例えば倫理規程などの策定をしたらいいのではないかと、そういうふうな意見になってございます。

○千葉委員

こちら側にもかかわるので若干、伺いたかったのですが、先ほど「一定の距離」という意見がありましたけれども、私たち議員は一定の距離を置いて接しているつもりではありますが、そういう御意見があったというふうに理解をいたしました。

◎職場ミーティングについて

今回、コンプライアンス担当として副参事が新たに配置され、先ほど来いろいろな質問が出ております。先ほど職場ミーティングというお話がありました。これはこれから何かを新たにやっていくというのではなく、今までも十分やってきたわけですね。いろいろなミスがあったり不祥事もあったりということで、今までも再発防止に向けてはいろいろな取組をされ、なおこういうことが起きたということで、今後どうしていくかというプラス要素として再発防止策を打ち立てていかなければいけないというふうに私は思っているのです。それで、その職場ミーティングというのはいつごろから始まったのですか、また、その内容ですとか、どういう単位で行っているかということについてお答えいただけますか。

○総務部副参事

申しわけないのですが、具体的にいつからというのはちょっと記憶が定かではないのですが、前市長のときから始まっていることだと思うのですが、ただ、これは何年ぐらい前だったでしょうかね。10年以上たつ……。

(「平成12年」と呼ぶ者あり)

平成12年のようです。ですから、もう10年ちょっとたっており、やっている単位は大体課単位でやっているところが多いです。それと内容として、まず最低限やっていただいているのは、その1週間なりのスケジュール関係などを皆さんでまず共有して、自分の周囲の人たちがどんな仕事をしているのかというのを、皆さんで共通認識を持っていただくというようなことをやっていただいております。それと、当然のことながら、その週やその月の重要な事項といいますか、これに力を入れていただきたいというようなことも話し合ったりします。そういった意味では職場の中で職員個人がばらばらに仕事をするのではなく、共通認識を持つことで、例えばだれかが休んでも補えるといったメリットもあり、またコミュニケーションのいい機会ということもありますので、ミーティングに力を入れてきております。

○千葉委員

では、今の職場ミーティングというのは、ある意味、仕事のミスを犯さないために事務を共有するといった意味で行っていることが重点なのでしょうか。というのは、以前から風通しのいい職場をつくっていかねばと言っているけども、今回のように物が言えないような体質があったというアンケート調査も見受けられるのです。要は今後、そういう風通しのいい職場というのは一体どういうふうにつくっていったらいいのかと、私どもも悩んでいますけれども、どのようにお考えなのかということについてお聞かせ願えますでしょうか。

○総務部副参事

各職場によってこのミーティングのやり方もいろいろ違うのだと思うのですが、私が経験している中では、できるだけそれぞれの職員が毎回話をできるように、例えば司会なども回り順番で持ち回ってやるですとか、あるいは臨時職員や嘱託職員といった職員まで含め、課の中で全員が参加できるような形で、必ず口を開くと言ったら語弊がありますが、必ず一言は話をするというようなやり方をするなど、各職場でいろいろな工夫をしながらやっております。

今、委員からは業務のことだけかという御質問があったのですが、これは必ずしも業務のことだけではなく、いろいろなことが、そのミーティングの中で話題として出てまいります。当然のことながら業務のことも出ますが、それ以外にプライベートなことなどいろいろな話が出てきますので、決して仕事だけではありません。先ほどスケジュールを中心に話したものですから、どちらかという業務だけかというらえられ方はされたかと思うのですが、そうではなくいろいろな話が出てきますので、そういった意味では、今お話のあったような、風通しのいいといたしますか、職場の中で何でもお話しできるという雰囲気づくりには非常に役立っているのだろうと思います。

ただ、これは先ほど話したとおり、どの職場でも画一的に同じやり方をしているということでもありませんし、また一定のマニュアルに基づいてやっているということでもありませんから、今は職場の自主性に任せて、それぞれで考えながらやっているという状況ですので、今後、全庁的にどういったような形をとっていいのか、ある意味、これから点検なり検討なりをしていく余地はあるのかなというふうには考えております。

○千葉委員

◎職員の研修計画について

今回のアンケート調査を見ても、職員一人一人の意識改革がやはり一番大事だと言われる御意見が多数あるというふうにも思っています。法令遵守ですとか、研修の拡充といったお話も先ほど出ていましたけれども、今までもきちんと、例えば新人職員に対して1年目には、早期にこれをやるとか、3年目はどう、また部署が移ったらこの研修を受けるといったような研修の計画表といったものは実際あるのかどうかもお答えいただけますか。

○(総務)職員課長

職員の研修計画に関しましては研修規程というのがございまして、その中で新規採用職員の研修や初級研修、中級研修、上級研修、それに係長になったときの監督者研修と課長になったときの管理者研修、そのほかに法制研修ですとか庶務実務研修といったいろいろな研修は、私どもが研修計画をつくり計画的にやっております。

○千葉委員

では、例えば公務員の意識、公務員としてどうあるべきか、というような研修というのは実際どのぐらい行われているのでしょうか。新規採用職員として受けたときだけなのか、それともその先も定期的に行われているのかどうかについてもお答えいただけますか。

○(総務)職員課長

細かい部分の資料をちょっと今、持ってきておりませんが、間違いなくあるのは、新人職員の研修のときには公務員倫理ということで一定の時間とりまして研修を行っております。

○千葉委員

公務員としての意識については、新人で入ったときに行うだけということですよ。

○総務部副参事

今、職員課長から答弁しましたとおり、新入職員のときにそういった研修を行っております。

それから、それ以外には職員の中に核となる職員をつくる、いわゆる公務員倫理の先生のような、資格とまではいかないのかもしれませんが、一定のスキルを身につけてきて、核となって職場の中でいろいろ広めていくといった職員の養成を行っております。これは外部の研修に出して行っております。

○千葉委員

それがしっかり行われていればというか、行われているのであれば、職員一人一人の意識改革というのはずいぶん進んだのではないかと思います。しかし、市民の皆様は、本当に今回このような事件を受けて、今回の事件だけではなく、それ以前のミスや職員の対応など、本当にさまざまところに不平や御不満があるというのがよくわかったのです。

◎職員の意識改革について

それで、前回も話しましたが、このアンケート調査にもあるように、庁達を出されていることすら知らなかった方が5名もいますし、また、庁達がメールで通知されていたことは知っていたが、内容は見ていなかった方も全体の20パーセント程度いるということで、やはり職員の方々の意識改革というのは都度行っていかなければいけないのかなというふうに私自身は思いました。

他の自治体を見ても、自己評価ですとかのチェックリストなどを作成して、公務員の意識を喚起するようなことを行っているというのものもあるようなのです。今後そういうことを、取り入れることも必要ではないかというふうに今思っているのですけれども、職員の意識改革に向けて、どのような形で喚起をしていくかということについてのお考えはいかがでしょうか。

○総務部長

今、副参事や職員課長のほうから、さまざまな研修がこれまでも行われてきた、あるいは職場ミーティングも行われてきたという説明をしたわけですが、しかしながら実際にこういう事件が起きてしまっているわけですから、これまでの研修なりミーティングのあり方というのは、これから十分見直していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、今、御指摘のあった件につきましても、改めて私ども再発防止策の策定の中でいろいろな検討はしていかなければならないと思っております。具体的にはこれからになりますので、詳細については話せませんが、少なからずこういった事件を受けまして、これまでやってきたものが今までどおりでいいのか、どこを見直し

ていくことが必要なのか。再発防止策につきましてもつくるのが目的ではなく、それを職員の間には十分浸透させて守られていくということが重要なわけですから、その辺を念頭に置きながら、職員研修なり再発防止策の策定には努めていきたい、このように思っております。

○千葉委員

◎市民との話合いの場づくりについて

今、お話もありましたが、これまでなかったものをつくるということですので、ぜひ精力的に行っていただきたいと思うのですが、一番重要なのは、まず、市がどのように変わっていくかということ、市民の皆様も非常に厳しい目でごらんになっています。市長もよくおっしゃっていますが、今後、市民の方々の信頼回復のために、本当に全力で頑張っていくという御決意をなさっております。ただ、市民と市長の間だけではなく、市長と職員全員の意識が、市民の方々からの信頼を回復するために全力で頑張っていくという思いが一つにならなければ変わらないし、また今後こういうことが起きかねないというふうに危惧をいたしております。再発防止はしっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、市長と市民の信頼はもちろん、市職員との信頼関係を結ぶためにも、時間的な制約はあるかもしれませんが、市長自身が本当にお一人お一人とお話しをして、今後、時間をかけて信頼関係を結んでいただきたいというふうに思います。その点について最後にお聞きいたします。

○市長

千葉委員の御質問にお答えしたいと思うのですが、職員の意識を変えるということ、それから風通しのいい職場づくりをするということは本当に大事な問題だというふうに思っておりますので、市長としても取り組んでいきたいと思っております。

まず、私は、各部長にも先日来いろいろと話させていただいておりますが、仕事をするときに市民の顔を見て、市民の目を見て仕事をするように取り組んでほしいということをやっております。

それからもう一つは、あいさつがしっかりできるような職場づくりが大事だというふうに思うのです。あいさつもできないような職場というのは、風通しがいいなんていうことはちょっと申し上げられませんので、これは大事なことだというふうに思っております。

それから今、私のところに、いろいろな若い人たちも市長室に入出入りしております。つい先週もありましたけれども、これは課長職と係長職の二人の職員が来て、市長、近々時間をつくって若い職員と話し合ってほしいという申出がありました。それでそのときに人数的にはどうなのという話をしましたら、50人ぐらいということだったのですけれども、それでは50人ぐらいだったら、どこか場所をつくってやりましょうという話をしました。そうしたら、その後また来まして、実は100人を超えましたという話なのです。ですから、それであれば2回か3回に分けてやるかどうかは別にしても、やはり若い職員と市長との話合いの場ということもぜひつくって、その中で、職員の意識改革ということ、そういったこともしっかり私の口からお話をしていきたいというふうに思っております。また、単に若い人たちだけではなく、私自身もそれぞれの現場のほうにも出向いていきながら、できるだけ多くの職員といろいろな話をしていきたいというふうに思っております。

なかなか時間の制約があってできていない状況がありますが、何とかそういう時間をつくるように、今、担当部にはお願いしているところでございますので、私としては積極的にいきたいと思っておりますし、市長室にも気軽に入ってもらえるような、そういう雰囲気づくりもしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(「市民にもお願いします」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

よろしく申し上げます。

◎刑事訴訟法第239条の公務員の告発の義務について

初めに、今回、アンケート調査結果をいただきましたが、一つはアンケートの時期が非常に遅かったということと、この内容を見て非常に驚きました。何かといいますと、これまでこの委員会の中でも議論されてきたことがまた一から議論しなければいけないのかということで、先ほど来ほかの委員の方も言うておりましたが、Q3の今回のパーティー券を販売することが政治資金規正法違反となることを知っていたという人が8人ということでした。これは非常に残念なことですし、知っていたのに言わなかったということは、ほかの法律に抵触しないのでしょうか。

○(総務)総務課長

これは個人の心の中のことですから、特に抵触するものではないというふうには思います。

○秋元委員

ちょっと調べましたら、刑事訴訟法第239条第2項の中で、公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないと、義務が課せられていますけれども、このことはわかっていますか。

○(総務)総務課長

大変申しわけございませんが、ちょっとその辺は知りませんでした。

○秋元委員

それで、知らないことを言っても仕方ないのですが、かかわった方すべてが警察で事情聴取をされているのですが、先ほど北野委員からもありましたが、実はいたずらで知っていたと書いている人もいるのではないかと。私もほかの方から、そういう話を聞きました。実は問題をちょっと大きくするのにそういうふうには書いている方もいるのではないかと。しかし、まさか8人が8人、全員がおもしろ半分でそういうことをしているとは思えないですし、もし知っていて言わなかったということになれば、先ほどの法律に抵触しているのではないかと思うのです。また、警察で事情聴取されたときにうそを言ったのかということになるのですけれども、これはどうでしょう。

○(総務)総務課長

ちょっといろいろなケースが考えられると思うのですが、調査票のQ3の「知っていた」に丸をつけたうち、お一方の調査票に、確かに知っていたと。だけれども、今回の件が確かに上司から話は来たのだけれども、それは個人的にそういう依頼があったということととらえていたという方もいらっしゃる、中にはそういう方もいらっしゃるのだなというふうには思います。

○秋元委員

いや、そういうことではなくて、要するに、法律で公務員が、犯罪があったとわかったときには告発しなければならないという義務があるのに、同僚ですとか上司から買ったのでしょうかけれども、知っていたのに言わなかったというのは、逆に法律に違反しませんかということなのです。この法律はわからないということですが、もしこの方が警察で事情聴取されたときに、いや、実は一切政治資金規正法も知りませんでしたと言ったのであれば、それは警察でその証言をしたことになりませんかということなのです。

○(総務)総務課長

その辺はアンケートでやっていますので、だれがどういうふうに答えたかわからないので何とも言えませんけれども、先ほど話しましたように、地位を利用してという部分の解釈がどうだったかという部分もあるものですから、一概には、完全に知っていてあえてやったかどうかというのはちょっと定かではないと思います。

○秋元委員

いや、地位を利用してということではなく、職務を行っている中で犯罪があるとわかったときに、これは言わなければだめだというふうに公務員に義務づけられているのです。もし知っていて言わなかったのであれば、それは同僚だろうが上司だろうが部下だろうが、犯罪があるとわかっていて言わなかったということは、ほかの法律に抵

触するのではないですかということなのですから、法律を知らなかったということなので、これはぜひ調べていただきたいと思います。

◎政党や政治団体との関係について

今回、さまざま御回答がされているのですが、先ほど千葉委員からも質問しましたが、再発を防止をするためには、どうしたらいいと思いますかというアンケートの答えで、政党や政治団体との関係に関するものが14件あったとあります。最後のほうの問いにもかかわることなのですが、もう少し具体的に、どのような意見があったのでしょうか。

○(総務)総務課長

先ほど概略を申し上げましたけれども、例えばですが、政治や政治団体とのかかわりに一線を引くべきだとか、政治関係の庁内活動は行うべきではないとか、政治とのかかわりに一定の距離を置くべきだとか、接点を断ち切るべきだとか、ふだんから特定の議員や政学会派に有利になるような行為は行わないようにすべきだとか、各党との関係においては等距離で対応すべきだとか、金銭が絡む政治活動は庁内で禁止したらどうかとか、選挙や政治活動への関与について明確な基準などの策定をしてはどうかというような意見でございました。

○秋元委員

その中で、今回、特別委員会の中でさまざま職員の方に厳しいことを言っているわけなのですが、最後のほうのQ15、16、政党とのかかわり合いの関係ですが、例えば機関誌の購読ですとかカンパや寄附、そういうものを求められたことがあるというような報道をされておりました。実は我が党の機関誌「公明新聞」を課長職以上の方、そんなには多くありませんが、購読していただいている方もおります。これは私どもも、直接本人の方に購読依頼といいますか、啓蒙をして、了解の下に購読していただいているものですから、特に罪の意識といいますか、それほど重たくは感じておりませんでしたけれども、寄附やカンパと同列にこういうことが論じられると非常に残念に思いました。以前は課長職や部長職の方がこの新聞の切り抜きを控室まで持ってきて見せてくれたりですとか、公明新聞を見て勉強しているというようなお話を聞いていたものですから、無理やり購読していただいているというような意識はありませんでした。

ただ、今回こういう問題が明らかになり、政党とのかかわり合いが話題になりましたので、先輩議員に公明党として、現在もそして過去も職員の方にカンパや寄附を求めたことがないのかという質問をしてみましたけれども、先輩議員からは過去も現在も寄附やカンパは求めたことは一切ないということでしたので、今回聞かせていただきます。この件については、もう少し具体的にお答えいただけないと、職員の方と私たち議員の関係というのは中立の立場が保てないのかなと思います。一方的に私たちが職員の方を責め続けるだけではいけない。私たちもしっかり襟を正す部分として、どういう問題があるのか、これをしっかり議論していかないと、一方的に職員の方が悪いということで責めても、これは何の解決にもならないと思いますので、どういう時期にどういう金額で、いつぐらいからこういうカンパがされているのか、もしわかればお答えいただきたいのですが。

○(総務)総務課長

今回、特別委員会での議論もございましたので、この機関誌とカンパの部分質問項目に入れましたけれども、この辺については個人の思想・信条にかかわる部分でもございますので、アンケート調査としてはこの辺が限度かなと思っております。ですから、特にどこの政党とか、どのようなカンパが具体的にあったのかというのは、こういうアンケート調査としてすることは難しいのかなと思っており、この程度で今回は調査をさせていただいたところでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

これだけの大きな問題があったわけですから、やはりすべてを明らかにしていかなければいけないというふうに思うのです。今回、政党や政治団体からカンパや寄附の協力を求められたことがあるという方が133人、94パーセン

トですからもうほとんどですよ。その中でカンパや寄附などの協力に応じたことがあると103人の方が答えられています。これは個人の意思と言いますけれども、本当にそうなのかなというふうに思うのです。中には、本当に大変な中で寄附やカンパを求められる中でやった方もいるのではないかと思います。

報道によると、寄附やカンパをしなければ、議会活動、議会運営の中で非常に問題があるというふうに感じると、一部マスコミの取材に答えられている方もおりましたけれども、ぜひこの辺を明らかにしていかなければ、何か職員の方が一方的に悪いようで、政治と職員の中立性というのが保てるのかというふうに思うのです。個人の思想・信条はもちろんわかるのですけれども、無記名でも構いませんが、どういうふうに求められて、どれぐらいの金額がされているのかということは今後、明らかにできないですか。

○総務部長

いつ、どのぐらいの金額が求められたのかということの調査をしてはどうかという御質問ですが、この調査につきましては、私ども市職員と政党なり議員との関係がどの程度あるのかということ把握することが目的ですので、これ以上のことを調べる考え方は基本的にはございません。

○秋元委員

では、たぶん今後も続きますよね。やめるといっても、もしわからないような形でやっていけば、万が一議員のほうから言ってはだめだと圧力をかけて、職員の方が言えない状況にあった場合、これはもう明るみに出ないだけで陰ではいくらでもできますけれども、これはやはりしっかりと明らかにしていかなければ、本質の問題が解決しないのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長

先ほど、この部分については、これ以上詳細な調査をするつもりはないと答弁申し上げましたけれども、やはりこういったアンケート結果を見ますと、政党と、あるいは議員の皆さんとのおつき合いの仕方がこれまでどおりでいいのかどうか、あるいはどういった形が望ましいのかということについては、これから再発防止策策定の中で、十分検討させていただきたいというふうに思っておりますので、別の問題として考えさせていただきたいというふうに思っています。

○秋元委員

本当にそれで本質的な解決できるのかというふうに思うのです。先ほど個人の思想・信条というお話がありましたけれども、これはたぶんたくさんの方の職員の方がいる中で、ある政党を応援している方もいるでしょうし、それは自由なのですが、政党として、ある役職以上の方にカンパや寄附を求めるのが異常だというふうに私は思うのです。その関係が明るみに出た以上、これはきっと市民の方が見ても、これだけ管理職の方が政党や政治団体から寄附やカンパを求められていたら、それは離れられないよと皆さん思うのではないのでしょうか。いくらマニュアルをつくって対策を組もうと、先ほどチケットの話もありましたが、私もこのチケット販売についてはいろいろと考えました。ただ、もういろいろな問題が現実的に起こる中で、一つ一つあれはだめ、これはだめとはたぶんできないと思うのです。ではどうしたらいいかというと、やはり政治と市職員が中立性を保つという意識があれば、あれがだめということではなく、政治と私たち市職員は一定の距離感を持つのだというふうに全職員が持てば、すべてのことが、きっと解決できることなのではないかなというふうに思うのです。チケットについても、例えば、あのチケットはここまで買っていいとか、いろいろと考えますが、でもそんなことを規制しても、今はいいですけども、5年、10年たったときに、きっと同じように市役所の中でパーティー券が混在して売られれば、やはり同じ過ちを犯してしまうのではないかとこのように思うのです。それであれば、やはりただ一つ、政党と市の職員が一定の距離感を持つというふうに、ただその1点だけを破らなければ、今後こういう問題は起きないというふうに思うのです。

その意味で、これからいろいろなマニュアルをつくっていくと思いますが、ぜひ政治と市職員の方のあり方とい

うことについて考えていただきたいと思います。これは、私たちがただ一方的に市職員の方の問題を取り上げて報道されて、ある議員はこういうことを言ったからマスコミに載る、しかし、ある議員はこういうことを言ったからマスコミに載らないと、そういう判断をされても、これはお互いにとって何の生産性もない話でありますから、この調査特別委員会という形ができたわけですから、お互いにお互いの感じていることを正直に言い合い、お互い襟を正せないかなというふうに思いますので、ぜひこの政党と職員のあり方を考え直していただきたいと。これは次も伺いますので、よろしく願いいたします。

◎市民からの意見について

先ほど来、ほかの委員の方からもありましたが、市民から意見を聞く会を行わせていただきました。本当に厳しい意見や、さまざまアンケートもいただきました。その中で私が非常に深く感じたのは、ただパフォーマンスだけでこうやって市民の意見を聞く会をやっているのだらうという声が出たことです。私自身もそういうふう映っているのかと非常にづらい思いでしたし、市民の方に本当に申しわけないというふうに思いました。自分自身もどうという質問をし、どうい議論をしてきたのかということをしっかり市民の皆さんに話していかなければなりませんし、何か与党会派は市職員を守って、すぐにこの特別委員会を収束させるような報道もされていますけれども、全く私たちはそんなことを思っていませんし、先ほど言いましたが、一方的に市職員が悪いとも思っていません。私たちがのかかわり合いにも問題があったと思いますから、しっかりそこはお互いで考え直していかないといけないというふうに思いますが、市民の皆さんからの意見というのは市長にしっかり届いていますでしょうか。市長、どうですか。

○市長

市長への手紙などを含めて、私のところにもたくさんの御意見をちょうだいしておりますので、市民の皆さんのお考えは私のところでしっかりとらえさせていただいております。それに対して、匿名ではなく実名でいただいた方には私自身の考えという形で、お返事を全部出しております。

○秋元委員

本当にたくさんのメールや、そして意見を聞く会などでも厳しい意見があり、今回の処分についても私、個人的な意見はあります。まだまだ考えなければいけない部分があると思いますけれども、自分自身も今後の再発防止に向けて、先ほど中立性という話をさせていただきましたが、しっかり考えていかなければならないというふうに思います。

それで、今後いろいろな場に、新しい部長職の方や市長が出ていく機会があると思いますが、まだまだ今回の意見を聞く会の中で本当に許せないという声もたくさんいただいておりますし、そういう方々が出向いてきても話を聞けないという厳しいお話もございました。何としても一日も早く市民の皆さんの信頼を回復するためには、やはり行政の皆さんが仕事を全うして、しっかりと市民の皆さんの利益につながるような、そういう住みやすいまちをつくっていく以外にないというふうに思います。皆さんと一緒に小樽市をもっといいまちにしていきたいというふうに考えますので、今後もぜひよろしく願いいたします。

先ほど言った政党と政治と職員のかかわり合い、ぜひ次の委員会のときまで、またいろいろ考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3 時 29 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

民主党。

○林下委員

◎市長の見解と今後について

私も後半の質問に立たせていただくこととなりますので、重複した質問はなるべく避けて、やや一方的に見解を述べさせていただき、それで、後ほど市長からの見解をいただくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

7月20日に行われました市民からの意見を聞く会では、町会長の皆さんや傍聴者方が、いろんな見解をお示しにされていました。その後のアンケートや、メール、あるいは手紙で寄せられた市民の声というのは、総じて非常に厳しい内容でありました。町会長の方の中には、私の後援会方も何人かおられましたので、私もこの特別委員会の委員として非常に深刻に受け止めております。

一方で、個人的に寄せられた御意見ですとか、直接議員控室に來られて意見を述べられていく方や電話をいただいた中には、新聞やテレビの報道によると、小樽市のニュースといえ、この政治資金規正法違反事件のことばかりで、議会は一体何をやっているのだと。いつまでこの問題にかかっているのだと。小樽市では、今、観光客が激減し、小樽の経済や雇用などいろいろな面で深刻な影響が出ていると。当然、市民の関心事でもある東日本の復興対策や原発事故におけるさまざまな対策といったものが求められている。さらには、小樽市としても中心市街地の再生問題、こうした課題が山積しているのに、何をやっているのだという率直な声があったことも事実であります。

そういうことを踏まえまして、私も市民の皆さんのそうしたいろいろな声に対し、直接やりとりをしてまいりました。その中で、先ほども市長の進退に関する質問がありましたが、私は今回の市長選挙は3人の立候補者と争われ、他の候補者を支持された方々から、今後もこうした厳しい意見が続くことは、我々も市長も覚悟しなければならぬというふうに思っています。

しかし、中松市長は市民の皆さんの支持を得て、結果として選ばれた以上、いかに厳しい情勢であろうとも、冷静にしっかりとその責任を果たしていただきたいというふうに思うわけであります。

それで、この間のこの事件の経過を振り返ってみますと、検察当局が処分当たって異例のコメントを発表した意味、あるいは罰金刑とはいえ刑事罰を受けた者が部長職に留任することへの批判というのは、当然想定されていきました。その上であえて厳しい選択をし、今日までその批判の矢面に立ちながら業務を執行してきたことは、大変な困難と苦労の連続であったと思います。そうした中で、部長職であるがゆえに大きな社会的な制裁も、この間受けてきたと判断をいたしております。

そうした中、市長は市民感情を踏まえて、あえて現状で考えられる最も厳しい処分を決断されたとコメントされております。私たちも党派として、この判断については、一定の評価をするところではありますが、これまでの事例や判例などを見ても、処分が重すぎるという声があったことも事実であります。これが新たな事例となることを考えると、市長は将来の批判にも耐え得るという判断をして処分をしたのかという御意見があったことも事実であります。

以上の理由から、私は今回の処分について理解をいたしたいというふうに思います。

しかし、処分を発令した今、この事件は結果として、小樽市の組織全体に大きな混乱をもたらし、幹部職員のみならず、職員一人一人が自信やプライドを大きく失い傷をつけることになったというふうに思います。そうした意味で、行政機関として元気を失うということになれば、これは大変なことであります。

私は、25年も前になりますけれども、国鉄改革を経験し、連日、国鉄批判のあらしの中で、国民の中から何か当時の国鉄組織が孤立し、企業体としても組織としても大混乱をしたという経験をしました。本当に私自身も自分の身に危険を感じながら、JR 発足に向けた体験をいたしました。本当に去るも地獄、残るも地獄と言われるほどの経験をし、人生において二度とこういう経験はしたくないと思いますが、この経験はやはり、しっかりと生かしていかなければならないというふうに思っています。

市長も都市銀行の支店長時代に倒産という経験をされ、企業人として大変な苦勞をされたというふうに聞いておりますが、その経験を生かして、今回の処分と人事異動を機に、職員一人一人が本当に自信を回復して行政に専念できるように、最大限の気配りをしていただきたいことをお願いしておきたいと思っています。

今、行政が機能を低下させることは、市民にとって最大の不幸だというふうに私は思っています。少し観点は違いますけれども、今回、大震災や原発事故を経験しましたが、被災された地域の避難に関しては、市町村合併によってできた自治体が、今までにない広大な面積を管理しているため、実はその地方自治体の機能が低下している。もう少しきちんとした防災対策や危機管理というものを踏まえていけば、市町村合併ももっと違った形になったのかもしれないという片山総務相の話や、政府の地域主権戦略会議の場で議論されているというふうに聞いています。つまり、そういう緊急事態における地方自治体の役割と責任の大きさというのを国も今やっと気づいたというふうに私は考えています。職員一人一人が自信を取り戻して、市民の期待にこたえていくことが今一番大切なことだというふうに思っていますけれども、その点について、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○市長

今回の政治資金規正法の問題について、市民の皆様の信用、信頼を大きく損ねたことについて、市長として大変責任を重く感じているところでございます。

私は常々、選挙期間中も含め話してきたわけですが、行政というのは、市民の最大総合サービス産業だというふうに思っております。市民に対してしっかりと仕事をするのが市役所の仕事だというふうに思っておりますので、私は市民の皆さんを顧客ととらえて、そして市民の皆さんの満足度、顧客の満足をしっかりと高めていくことが、我々行政を預かる職員の仕事だろうというふうに思っているわけでございます。そういった中で、今回のことについては大変御迷惑をおかけし、信頼を損ねたということについて深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

そういった中、今、林下委員がおっしゃったように、今、小樽が抱えている問題というのはたくさんあるわけでございます。

一つは、やはり景気、経済の問題であります。今、東日本大震災後の小樽の観光入込客が極めて減っている状況にあり、それを何としても呼び戻すことが大事だろうというふうに思っております。さきの議会で緊急経済対策として補正を組ませていただき、それもひとつ実施させていただきました。この後、今月22日からまた第2弾を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、これに限らず、さらに秋口からのいろいろな状況についても、しっかりとした取組方をしていかなければいけないだろうと思っております。

それから、先ほど北野委員の御質問にも答弁させていただいたように、市民の皆さんが安心して安全に暮らせるため、そして健康と命を守る新市立病院の問題等についても、当初の計画どおり進めていかなければいけない問題だろうと思っておりますし、今、お話にありました東日本大震災後の小樽の防災計画の見直し、こういったことにもしっかりと取り組んでいかなければ、市民の皆さんがなかなか安心して安全に暮らせる、そういうまちづくりにならないというふうに思っております。

それから、やはり中心市街地の問題、稲穂1丁目の商店街をどう活性化していくかということも大変重要な問題でございます。市民の皆さんからいろいろな御批判もあるわけですが、私としては、そういった問題一つ一つに取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、私としては大変重たい思いの中で、職員の処分を発表させていただきました。それから、8月1日付けで部長職の人事も取り組ませていただきました。私としては大変重たい気持ちでこういったことに取り組ませていただいたわけでございます。何としても、市民の皆さんからの信頼を回復するためには、先ほど来申し上げたようなことに一つ一つ取り組んでいくことと、それからやはり再発防止、こういったことについてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思っております。

○林下委員

今の市長のお話の中で一言つけ加えさせていただくとすれば、先ほども北野委員や、ほかの委員からも市長からのメッセージのあり方という部分でのお話がありましたが、市民の声が本当に市長に伝わっているのかという声もあります。市長が事態を非常に重く受け止め、そしてみずからをさらに処分する、律するというそのことは非常に重いことだというふうに私は受け止めています。

しかし、一方では、残念ながらこの間の新聞やテレビでは、繰り返し自分は法に触れることは何もしていない、自分は神輿に乗っただけだということが報道され、そのことが事実だとしても、市民あるいは私の支持者からも、やっぱりああいう言い方はないのではないかと。むしろもっと謙虚に責任者としてコメントをすべきではないかという声があります。先ほどのお話でありませぬけれども、今後は、そうした点を十分に踏まえた中で、ぜひ市長のコメントとして発表していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長

私の思いと大分違った形で報道されているということだと思っております。ですから、私自身は承知していないということは申し上げました、事実承知しておりませぬから。ですから、そういう事実関係を話したことであって、それについてのコメントというのは、またちょっと私の思いと違う形で報道されたように私は感じております。今後そういうことのないようには十分注意したいと思っておりますけれども、そこのところは、私としてもちょっとじくじたるものを感じているわけでございます。これも私自身の言葉の足りなさ、そういったことにも原因があるかと思っておりますが、今後、十分注意してまいりたいというふうに思います。

○林下委員

◎コンプライアンス委員会について

それでは、コンプライアンスの関係ですが、これについては、先ほど来たくさん委員の方が質問されておりますけれども、私もずっと本会議から始まり、この委員会でもコンプライアンス担当者の配置を要望してまいりました。そうした意味で、市長がこの特別委員会の提起を受けた形で、その担当者を今度の人事異動により配置したことについて、私は高く評価できると思います。

しかし、先ほど来いろいろな御意見がありますように、やはり、今後一番注目される再発防止に対し、担当者が1人で本当に仕事をやっていくことがどうなのかと思います。例えば一般の企業では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、いろいろなコンプライアンス委員会を立ち上げて、こういった問題に対処することが実は普通にやられていたのです。小樽市でもパワーハラスメントがあるのではないかと以前、議会で取り上げたこともありますが、そうしたことを考えますと、今後の再発防止など非常に重い課題を、しかも市民が最も注目しているところで担当者1人では、やはり陣容としては不足するのではないかと。最低限やはり、委員会を立ち上げて幅広く意見を吸収して、そしてこうした政治資金規正法ばかりでなく、庁内のいろいろな課題をしっかりと把握し、そして遵法意識を高めていくということが大切ではないかというふうに私は考えるのです。その点について今後どういう展開を考えているのか、もう一回お聞かせ願います。

○総務部副参事

今、委員のほうからコンプライアンス委員会というお話もあったのですが、これにつきましては、先ほど来何度もいろいろと答弁申し上げておりますとおり、外部委員会ですとか、市民の方ですとか、議員の方とかのいろいろ

な御意見を伺いながら、今後の展開の中でそういったものをどうするかということは、当然のことながら検討していかなければいけないことだと思っております。

ただ、先ほども答弁申し上げましたけれども、現段階ではこれについてやりますとか、作りませんか、つくりますということは、ちょっと上げられませんが、それについては御理解いただきたいと思います。今後につきましては、当然のことながらそれも含めて検討してまいりたいと考えております。

○林下委員

それでは、ぜひその点についてはしっかりと取組をお願いしたいと思っております。

◎管理職へのアンケート調査結果について

次に管理職へのアンケートの関係なのですが、先ほども質問がございましたように、これまでの小樽市の見解としては、この政治資金規正法に抵触するという点については、全く気づかなかった。あるいは知らなかったということを一貫して答弁されてきました。私もそういうふうには受け止めていたのですが、このアンケート結果では、わずかながらでも、違法性の認識というものはあったという答えになっております。この方が本当にパーティー券を買った方かどうかということはもちろんわかりませんが、認識があった者が少なからずいたというこの結果に対して、理事者としてはどう受け止めているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○（総務）総務課長

認識はあったけれども買ってしまったということですが、やはり言われたときに口に出せないような、そういう要は言いづらい、風通しのいい職場でない部分があって、なかなか自分の意見を言いづらかった部分も若干あるのかなど。一応その 8 人というアンケート結果から、そういうふうには感じております。

○林下委員

せっかく処分も終えて人事も刷新し、これからしっかりとした再スタートを切りたいとみんな願っているところで、こうしたことが明らかになったということは、今後の市の取組に当たり、非常に厳しい判断をせざるを得ないということになるのでしょうか、今後この買った人達の処分も含め、何かこのことについて考えていることはありますでしょうか。

○（総務）職員課長

残された 110 名程度の職員につきましては、今後さらに調査を進める中で処分や措置を検討していくということで市長も申し上げておりますので、そういった整理がなされた段階で、また再度、懲戒審査委員会を開催して、その中で答申を出していきたいというふうに思っております。

○林下委員

私もこの結果については非常に驚いておりますが、今後は、みんながしっかりと遵法精神を共有できるような空気を醸成していただくことが一番大切なことではないかというふうに思います。

そういうことで私としては、これからは、こういう問題が庁内で発生する、あるいは何かおかしな空気があるというときには、お互いに注意し合えるような、そういう気風をぜひ作り上げていただくことをお願いして、質問を終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結し、一新小樽に移します。

○成田（祐）委員

◎管理職へのアンケート調査について

他の会派からアンケートにかかわる質問があまり出ていなかったのも、数点、お伺いしたいと思います。

このアンケートについては、事件当時の管理職 145 人に対し行われているということなのですが、回答者が 141 人

と、全員が回答されていないのです。そこで、このアンケート調査についてですが、これは答えたくない人は答えなくてもいいというような、そういったただし書がこのアンケートにあったのかどうかという点と、もう一点は回収方法です。この調査方法は「各部庶務課担当課長を通じて」とありますが、回収するときも、これは各部庶務担当課長を通じて行われたのですか。また、これは封筒に入れていたのか、それともそのまま渡したのか、どういったような方法で行われたか、お答え願えますか。

○（総務）総務課長

ただし書をしたのかという部分ですが、一応趣旨を書いて、当時の管理職にアンケート調査をするので協力してくださいという形にしています。ですから、強制というよりも、協力していただける方に、記入して提出してくださいという趣旨で行いました。

それともう一点、配付と回収方法なのですが、これについてはまず、各部の庶務担当課長に対象者の人数分のアンケート用紙を渡しました。人事異動になっておりますので、現在の部にいる、当時の管理職にアンケート用紙を渡していただいて回収をしています。封筒に入れたかどうかというのは、各部の庶務担当課長にお任せしていましたが、実態としては封筒に入れず、そのまま渡した課長多いというふうには思っております。

○成田（祐）委員

ということは、回答した人がだれかというのは、後から課長が名前でもつけたら、いくらでもわかってしまうのです。これでは本音は出てこないですよ、こんな回収方法だったら、極めて幼稚なアンケート回収方法だと私は思います。やるのであれば、密封してだれが入れたかわからないようにして、一人の課長がやるのではなく、箱に入れるとか、一切そういうのがわからないようにしなければ、これ本音は書きませんよ、やったかどうかなんて。それがこの数字出ているのです、答えない人がいるという部分に。通常あり得ないですよ。問題が起きて、では事件の解明をしようとしたときに、4人が回答しませんでした。この人はこの解明に協力しないのか、若しくは答えたいけれども、答えられないのか。この数字には、回答をしていない人が4人と出ていますけれども、実質6人なのです。なぜかという、Q4、ここでは141人が答えているのですけれども、Q9、ここは140人なのです、答えている人数が。それ以外のところは重複しないで回答するところが139人なのです。いわゆる回答した人のうち2人は、1人はQ4だけ、もう1人はQ4とQ9、この2つの設問しか答えていないのです。こんなたった一つ、二つしか答えていないものが回答者の数に含まれるということ自体、もうそもそもおかしいのです。

つまり、言ってしまうと、この正式な回答率は97.2パーセントではなくて、6人なら95.8パーセントなのです。5パーセント近くの人がまともに回答していない。こういう状況があるから、またこれでは、再犯をする可能性があるというのです、答えないということ自体が。若しくは答えられないような状況をつくってしまった、そういう回収方法をしてしまった。この答えなかった人が4人、そしてまともに答えなかった人が2人、合計6人いるというに関して、どのようにお考えですか。

○（総務）総務課長

4人のうち2人ほどは、ちょうど1週間、夏季休暇をとっていたという職員がいます。あと、アンケートの回収なのですが、一応私は、全くだれが回答したかわからないように封筒を置いて、ここに入れてくださいということをやっております。ですから、ほかの庶務担当課長はその判断にお任せしましたけれども、そういう形で特に内容をせんさくするようなことはないというふうには思っております。

○成田（祐）委員

それでも、このようにそもそも回答しない人がいるということ自体、本当に全容を解明して再発防止をするつもりがあるのかどうか。これ、回答をしなかった人は、どういう意図で回答しなかったと思われるのですか。しかも、これは全職員の中の数名ではなく、この市を運営されていらっしゃる課長職以上の方ですよ。そして実際この事件にかかわっている方がいると。なぜ答えられないような状況が生まれてしまうのかというのが、もう非常に不思議

議でならないのです。それでも、答えない人がいるというこの状況自体はおかしくない、そういうふうにおっしゃるのですか。

○（総務）総務課長

確かに100パーセントというのは理想でしょうが、警察の捜査でもございませんので、協力していただける範囲ということでやっておりますので、全員ではございませんけれども、ある程度の傾向というのですか、内容はこれで読み取れるのかなというふうには思っております。

○成田（祐）委員

今、課長がおっしゃったとおり、ある程度の傾向は確かに読み取れるのですけれども、私が心配しているのは、そういったところで協力しない職員がいるから、そこからまた始まるのではないかと懸念をしているわけなのです。普通だったら、悪いことをしてしまったのはしょうがない。気づかなかった。これが違反だとはわからなかった。でも、それはしょうがないです、そういう方がいらっしゃるといのは。であれば、もう二度とやらないために、こういった全容解明に協力するのが普通なわけですよね。でも、それを全く行わない人がいるということ自体が、やはりこういう極数パーセントの方から僕は同じような事件がまた巻き起こるのではないかと、そういうふうに危惧しているわけなのです。

もう何点かお伺いしたいと思いますけれども、これはQ2の部分、「市長パーティー券を購入した理由をお答えください」というところで、これも重複の回答可とありますが、「もともとパーティーに行こうと思っていただけから」7.1パーセント、「候補者を支持又は応援していたから」44.6パーセントと、いわゆる市長を純粋に応援したい、このパーティーに行きたいと思って買った人というのは44.6パーセントから51.7パーセントの間におさまると思うのです。およそ半分ぐらいしかいらっしゃらないと。そんな中で、残りの方は、応援するかどうかはまだ決められていなかったかもしれないですけども、本意でこのパーティー券を買ったわけではないということなのです。その部分について、なぜパーティー券を買ったかというのでは、つき合いという話もありましたが、それ以外には市長を応援しているからといった声も出ましたけれども、およそ半分ぐらいの人が、支持、支援していたということとは別に、パーティー券購入しているということについてどのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

やはりここで一番多いのは、5番目の「イベントのチケットなどと同様に、いつも頼まれれば買っている（つき合いだと思っている）から」となっております。庁内におけるチケット等の取扱状況も今回、報告してはいますが、やはりこの辺が今回の原因の大きな部分なのかなというふうには思っております。

○成田（祐）委員

これで皆さん全員が、中松市長を応援していらっしゃって、それで買いたくて買ったということであれば、また話はちょっとずつ違うかもしれないですけども、そうではなく、少なくとも買おうと思って買ったわけではない人がいる以上、やはり組織で強制的にされたというふうに市民が解釈してしまっても、これはおかしくない話なのです。

それにつながる部分が、Q5「今回の事件の原因についてどう思いますか」だと思うのですよ。これも複数回答可になってはいますが、その中の④に「上司の依頼を断れない職場風土」というのが回答者の20.6パーセントありました。これも20.6パーセントとありますが、当然ながら部長職以上の方というのは、上司の依頼を断れない職場風土に丸をつけるかという、自分がほぼトップに近いですから、そういったことを考えて、その方を分母から除いたら、20.6パーセントではなくて、およそ25パーセント近くあると思っていいと思うのです。4人に1人はそういったことを思っているらっしゃると。

前回の委員会で、上司からのそういったプレッシャー等があるのではないかと質問をしたときに、山崎前総務部長は、いや、そんなことはないというような表情をされていましたが、前総務部長にお伺いいたします

けれども、このQ 5の④を見て、これだけの数の管理職の方が上司の依頼を断れない職場風土に問題があるというふうに答えられているのですが、それについてはどのように受け止められていますか。

○生活環境部山崎参事

このアンケートに関して、今回の事件の原因についてですが、上司の依頼を断れない職場風土、成田祐樹委員は部長職はつけていないだろうと言いましたけれども、決してそんなことはないと思います。これは部長職も含めてです。上司もいれば、いろんな形の中でここにいるわけですから、その考え方は違うのではないかと。職場風土というか、私は部下だったこともあれば、上司だったこともあります。自分としては押しつけない形でなるべくやってきたつもりではありますけれども、やはり受止め方の問題ですから。そういう意味では特に金銭にかかわることだとか、今こういったことについてはなるべく強制力といいますか、我々側の力が見えるような形ではやらないつもりでやってきています。ですから、私としては、理解を得ながらやってきたつもりでいますけれども、ただ、今回の件に関して、必ずしもそういう受止めでない方がいたというのは、これは事実ですから、そのことは否定できませんので、私としては認めざるを得ないと。ただ、成田祐樹委員がおっしゃるほど、私は必ずしも4人に1人が上司の依頼を断れないから買ったという、そういう側面は否定しませんが、そうではなく、まだほかの部分でのいろいろな理由、そちらのほうがウエートが大きいのかなというのが私の認識です。だから、そのことについて否定する気はありませんけれども、その部分が大きな理由で、小樽市だけの独特のそれが職場風土なのかと言われれば、必ずしもそうではないというのが私の認識です。

○成田（祐）委員

とおっしゃいますと、その職場風土というのは、そこまで今回のことに対して大きな原因ということにはならないとお考えということですか。

○生活環境部山崎参事

先ほど申し上げましたけれども、今回の事件が起きて、やはり私が最大限の反省をしたのは、私自身が思っている以上にいろんな思いの人間がいるということで、そのことについて何回もお話をさせていただきました。ですから、申し上げましたとおり、100何十人かの中には、いろいろな思いの方がいらっしゃる。そのことを否定しては物事進みませんので、それは当然あることだし、そのところは十分反省をしながら、そういう人たちにやはり我々が気づいていくべきだし、それから今後はそういうことのないようにするべきというのは大切な視点なのだろうと思っています。

ただ、私は、全体の多くがそういう気持ちではなく、本当に一部の方にそういうプレッシャーを与えたのだなということには十分反省をしながら、そういうことがないように、まさに職場風土という言い方がいいのかどうかは別にして、そういう環境をつくるべきだというふうに思っていますので、それは否定するものではなく、そういうことがあったということは事実だと思います。

○成田（祐）委員

職場風土という中で、当然ながら上司と部下の関係ですから、職務に関する命令等でそれを断るとというのが果たしてどうなのかという、そういうのもありますから、結局それをどこまで混同してしまったかという話になると思うのですが、やはり数字としては思った以上に出ているなというのが率直な感想なのです。

もう一点、Q 9、10のところの「以前の統一地方選の関連のチケットについて」というところもなのですが、細かい数字は言いませんけれども、結局4年前、8年前、12年前に買われた方がいらっしゃるわけですね。これは市長選とは書いていませんから、市長選か、市議選か、何の選挙かはちょっとわかりませんが、道議もありますから。その部分で以前から結局は、ないないと言っていたところが、これは出てきてしまったという部分で、あと、先ほどのQ 5に戻りますけれども、「以前からの慣例」という部分が36.9パーセントであり、4割近い方が以前からのそういったものがあったのだということをお答えになられているという部分で、これだけの数字がやは

り出てきてしまっていることを考えると、これは今回単発で行われたということで済まされる案件ではもうないというふうに考えているのですね。

そのような中で、以前からのこういった選挙関連のチケットを買っていたという調査や、そういったことに関して、これ今後は全く調査されず、このアンケートで終わりですか。それとも、以前のことももう少ししっかり追及して、再発防止につなげていくのかという点をお伺いしたいのですが。

○（総務）総務課長

一応、今回調査を行いまして、大体の傾向はわかったと思っており、これ以上細かくやるのもなかなか難しい部分があると思います。外部委員会でもこの辺の調査をしているようですので、再度この辺の部分について深掘りの調査をするということは今現在考えておりません。

○成田（祐）委員

アンケートに関して最後に、政党や政治団体との関係についてお伺いしたいと思います。

これについても、私はそういった何かの勧誘をしたり、カンパや寄附を求めたりすることは一切ございませんので、これだけ94.3パーセントと多くの職員の方が政党や政治団体からカンパや寄附などの協力を求められたことがあると。ひどいですね。こういうことをやっていると、お互いにとってぬるくなってしまいます。議員はお金をもらえれば、かわりに職員に緩く追及する。だから、そういったおかしなひずみが生まれてしまう。逆に、職員はちょっとそういった話を聞いておけば、ああ、質問が緩くなるから楽だと。互いにとって楽なのです。そのもたれ合いが、今回のような事件を生み出した。この数字が一番よく表に出ていると思うのです。私は、何も皆さんに一回たりともそういったことを要求したつもりございませんし、今後ともありませんけれども、こういったなれ合いの関係をなくさなければ、本当の意味で議会と行政がいい立場で物事を討論できるのか、非常に問題に思うのです。

それについて先ほど、私は聞いていて、公明党の秋元委員もすごくいいことを言っているなと思ったのですが、改めてそういった政治団体や政党と職員とのつき合いというのを、この庁舎の中ではもうやらないようにすべきではないかと。外で個人的にやる分にはいいですけども、今後もそういったことを認めてしまうこと自体が、議会と行政の関係を悪くし、こういうような事件につなげてしまうと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

○総務部長

私もこのアンケート調査の結果を見まして、このQ15とQ16、最後の二つの質問と回答につきましては、非常に重く受け止めているところでございます。行政と議会との関係と申しますと、お互いに牽制をしつつ調整をとっていくというのが基本的な考え方でございますので、そこに緩い関係というのは基本的にはあり得ないと思っております。考えられないことだとは思ってはおります。この議会なり政党との関係ということにつきましては、先ほど来何点か御質問もございますが、今後、再発防止策を考えていく中で、適切な関係を築いていく、こういった方策があるかはこれからになると思っておりますけれども、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○成田（祐）委員

今、傍聴されている市民の皆さんにもお伝えしたいのですが、やはりそういうところで市の職員がカンパしているのか、させられているのか、市職員も議会との絡みの中でこういうようなことが断れない、そういう土壌も風土もあると思っています。これは市の組織だけの話ではないと思っていますので、どうかそこを皆さん御理解いただきたいなというふうに思います。

◎分限懲戒審査委員会の答申について

今回の処分について分限懲戒審査委員会が出した答申を、いま一度お答えいただきたいのと、その分限懲戒審査委員会のメンバー構成について役職レベルまででいいので、公表していただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

分限懲戒審査委員会が出した答申の結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、元総務部長が減給10分

の 1、6 月、それと残る 7 名の部長が減給 10 分の 1、3 月という形で市長に答申しております。

委員会のメンバーでございますけれども、これにつきましては、部長職が 2 名、次長職以下 3 名の計 5 名で構成しております。

○成田（祐）委員

この委員の中で、中松市長のパーティー券を購入した人数及び中松後援会に入会している人数というのは把握されているでしょうか。

○（総務）職員課長

まず、パーティー券でございますけれども、今回の券の購入にかかわっている職員は含まれてございません。また、後援会に入っているという話について、こちらのほうで聞いているものはございません。

○成田（祐）委員

では一切、今回の事件にかかわりないメンバーで分限懲戒審査委員会は構成されたということですね。

そのメンバーというのは、これは理事者の中でどの程度公表されているのでしょうか。例えば市長だけが知っているのか、どの程度の理事者の方が知っているのか、お答えいただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

分限懲戒審査委員会のメンバーにつきましては、基本的に、私ども事務局とその書類を回す決裁ライン、トップは市長ですけれども、それ以外は公表してございません。

○成田（祐）委員

今回のこの委員会のメンバーについては、非常に注意しなければならない点があると思うのです。当然ながら、今回処分される部長職というのは、この委員会のメンバーよりも上司なわけですよ。部下が上司を裁かなければならないといったような体制というのは、極めて特殊な例だと思うのですが、そういった部分についての注意点等みたいなものは話し合っていたのでしょうか。非常に不可思議な構図だと思うのですが、その辺はどのように解釈されていますか。

○（総務）職員課長

今回、管理職の多くがこの事件にかかわったということで、そういう部分での特殊性はあるというふうに思っています。ただ、今回の件にかかわった管理職をすべて外した中で、委員の職員を構成していくということになりますと、なかなかこういう形にしかなり得ないということで、その点は御理解いただきたいと思います。

それで、審査の中身というのは私も事務局として入って見ている中では、公平・公正、客観的に判断されて、極めて冷静に判断されていると。冒頭ではなかなかやりづらいという委員の話も、正直な話、当然出ていましたけれども、実際審査が始まってしまうと、審査に集中して公正な審査が行われていたというふうに思っております。

○成田（祐）委員

今おっしゃったような公正な審査というのが、ちゃんと担保されていたかというのが心配なのです。一番気にかかってしまうのは、例えばその委員会のメンバーがどこかで漏れてしまった場合、報復人事を受けてしまう可能性があるのではないかと。当然ながら、上司のことを厳しく裁いて、それで後から、「おまえ、ちょっとやりすぎだろう」なんて話になりかねない。そういったことまで市民は疑ってしまうわけなのです。そうしたことが起きないよう、しっかり担保されて、この委員会というのは行われたのでしょうか。

○（総務）職員課長

御心配される部分というのは、理屈的にはわかるのですが、私ども当然そんなことまで考えて最初から委員を選んでおりませんので、ただ、そういうことはないというふうに考えてございます。

○成田（祐）委員

その部分が非常に後から疑問として残るわけなのです。結果的にそこで、もしかして、必要以上に甘い処分が出

たのではないかというふうに市民は考えてしまうわけなのです。

当然ながらそういった可能性がある中で、最終的に処分や人事に関して一番の権限を持っているのは、やはり市長だと思うのです。今回も一番厳しい処分を行った、というふうにおっしゃいましたけれども、市長の裁量ではもっと厳しくすることも不可能ではないはずなのです。なぜ、それを全く考慮されずに、出た答申のままで処分をされたのかということが非常に気になるのです。部下が上司を裁くという、そういった状態というのを勘案した上で、今回の処分をそのまま答申どおり行ったのか、どのようにお考えなのか、市長、お答えいただけますか。

○市長

今回の職員分限懲戒審査委員会について、私は会議には出ておりませんが、報告としては大変厳しい議論をなされたというふうに承っております。そして、実際答申で出てきたものも、大変厳しいというふうに私は承知しております。当初は、他都市というか、今までの事例からいうと、もう少し軽い10分の1、1か月か2か月というのが圧倒的に多いわけですから、そのような答申があるいは出てくるのかなというふうに思ったりもしていました。

先ほどの御質問にも答えさせていただきましたけれども、私としても私なりに小樽市の過去の例や選挙にかかわる類似したほかの例、こういったことを調べさせていただきました。それでいうと、やはり10分の1、1か月や2か月というのが圧倒的に多いということなものですから、どういう形で出てくるのか。その結果として、今回は10分の1、3か月という形で答申をいただきました。この答申については、ただいまも申し上げましたように、いろいろ他都市の例、それから小樽市の過去の例、そしてなおかつ今回は逮捕であり、罰金、公民権停止、そして部長職という大変重いポストで仕事をしていたという、こういったことも踏まえて、総合的に市長として判断をし、答申で出てきた数字を市長としては妥当であると、そのようにしたい、こういうことで判断をしたところでございます。

○成田（祐）委員

そんな中で、当然ながら市の内部では処分が重いという認識と、市民からは、そうではない、全然軽いと、もっとなぜ厳しい処分ができなかったのかといった差があるわけなのですね。

いま一度お伺いしたいのは、簡潔に、なぜ市民が怒っているかということをお理解されていますか。

○市長

基本的には、法を守らなければいけない公務員、市の職員が今回は政治資金規正法に違反しており、法律に抵触しているということがやはり市民の皆さんから見ると、しっかりと法律を守ってほしい、こういう思いが非常に強いただろうというふうに私は思っております。

○成田（祐）委員

ある意味、市長の言ったその部分は正しいと思うのですが、当然ながら、罪を犯したときに、被害者がいるわけです。例えば何か暴力ぎたを起こした。そうしたら、その被害者がいる。当然ながら市民からも何をやっているのだという話になりますが、今回の事件というのは、組織ぐるみで、ある程度、特定の候補者を応援した、いわゆる民意を動かしたのではないかとこの部分が非常に市民の皆さんの気にかかっているところなのです。これが仮に市長がもし断トツで当選したというのであれば、この事件があっても、そこまで大きな話にならなかったかもしれないのです。ただ、今回は接戦でした。3,000票差でした。市の職員全部が一人の候補者に投票していたら、ひっくり返る可能性もあったわけなのです。民意がもしかして曲げられたのではないかと、そういうふうに市民の皆さんは考えて、怒っていらっしゃるのです。市役所のそういった内部の動きによって、自分たちの民意がかき消されてしまったのではないかと。そういう疑問を持っているわけなのです。そういう部分で、市民にとって一番の権利ですから、選挙というのは、これが非常に重たいというふうに考えているのです。

そういった民意を曲げる、若しくは意図的に行政が動かすというようなものを今回のこういった処分ですら許されるのか。そして、今後こういう行政が民意を曲げるというような疑いを持たれることに関して、どのように市は対応

を練っていくのか、今のような処分で次も済みますよという話になるのか、そうではない、もっと今度は厳しくしていかなければならないと、そのようにお考えなのか、考えをお聞かせ願えますか。

○（総務）職員課長

選挙の結果に与える影響という観点での御質問かなと思いますので、そういう意味では、この今回の違反によって選挙の結果がどうなっていたかということ自体は、想定範囲でしかないものですから、私どもとしては、懲戒審査を行うに当たっては客観的な事実、そういったものを基に判断されるべきというふうに考えております。

○成田（祐）委員

今回の処分が地方自治法に基づいた判断というふうにおっしゃいますが、他の自治体でも同様な事件が起こった場合、今回の小樽市のような処分がいいというふうに、これは胸を張って言えるのですか。それとも、これが全国的な前例になるということに全く疑問を持たないのか、その辺伺えますか。

○（総務）職員課長

私どもも全国的な事例となるために今回、処分を出したわけではないのですが、結果、ほかの地域で同様な事件が仮に起こった場合、私どもの事件が参考になるというのですか、懲戒審査が参考になるというふうには思っています。

ただ、懲戒審査をするに当たっての考え方として、私どもも今回事例がない中で、どういったものを基準にして進めていったらいいかということで、事務局のいろいろ調べ、解説書なりを読んでいる中で、平等取扱いの原則と申しますか、要は先に行われた事例を尊重していくのが一つの考え方として、自分たちの団体になれば、ほかの機関の同様の事例も参考にしていくべきだと、そういう考え方も解説の中にあるものですから、私どもとしては、そういう考え方で進めてきたということでございます。

○成田（祐）委員

最後に 2 点、処分に関する基準については、小樽市である程度の指針が出されて、それに基づいて審査されていると思うのです。しかし、今回のはそれに該当しないような案件であったという中で、1 人 2 人という職員が何かそういったことを行ったというのであれば、それは個々で判断し、照らし合わせればいいのですが、これを組織で 100 人、200 人という大きな人数の中でそういったことを起こした場合、その一つ一つ、一人一人の懲罰がたとえ軽くても、それが大きなうねりになるのであれば、これは非常に重く見なければならぬと思うのです。そういった組織ぐるみに対する処分について、市長は基準を改正するようなことを何かお考えだったりするのでしょうか。

○（総務）職員課長

今回の件が組織ぐるみだったかという、それはいろいろ御議論があるところかと思うのです。ただ個々人の処分を行うに当たって、人がたくさんいたから大きな処分になるのかというのはちょっと微妙な問題だと思います。

○総務部長

微妙な問題ということで、今、答弁させていただきましたが、かかわった人が多いということになると、それだけやはり社会的な反響は大きくなるわけですから、その部分は十分配慮していかなければならないというふうに考えております。ただ、その基準そのものを変えるかどうかについては、現在のところ考えてはおりません。

○成田（祐）委員

やはりその組織で行っているという部分が市民の信頼を大きく失う一つの原因になっていると思うので、ぜひそこは取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

◎市民からの信頼回復に向けて

最後なのですが、これだけ市民の信頼を大きく失ったという部分ですけれども、処分はこれで終わりだと市長は話されていました。やはり、これでもうすべてを終わりにしてしまうのかというふうに思ってしまうのですね。私たち議員が処分を採決することはできませんから、もうこの先ずっと文句を言うしかないのですけれども、今後、

このままこれで終わりましたで済むのか、それとも今回該当された職員の中で、何か慈善活動を行うとか、市民の信頼を回復するような活動というのをされるつもりはないのか、最後にお伺いしたいのですが。

○市長

何度も申し上げておりますけれども、今回の政治資金規正法の問題においては、市民の皆様の信頼を本当に損ねたということで、重く受け止めているところでございます。

そういった中で、私としてはやはり市民の皆さんの信頼を回復するために、今後、再発防止を含めてしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますし、何よりも、先ほども申し上げましたように、今、小樽市が抱えているいろいろな問題について、一つ一つ解決する努力をしていきたいと、このように思っているわけでございます。

震災の問題もありました。そういった中で言うと、防災計画の見直し、点検、これも大事です。東日本大震災後の観光客が激減したという問題で、やはり観光を中心とした経済対策、こういったことにも取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。それから新市立病院の問題も先ほどちょっと話させていただきましたけれども、やはり計画どおり一つ一つ進めていくということも、大事だろうというふうに思いますし、それから中心市街地、中心商店街の問題などもちょっと火が消えているようなところもありますので、そこにもぎわいを取り戻していきたいと、こういったことを一つ一つすることによって、市民の皆さんに御理解をいただくことが、信頼回復の一つになるのかなというふうに思っております。そういった面で努力してまいりたいと思いますので、何か御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長

一新小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。